

平成13年9月13日(木曜日)第3回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	兼子俊弥	会計課長補佐
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員
真木憲一	農業委員会事務局長		事務局長
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第3号

平成13年9月13日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再　　開　　午前9時30分

佐藤 清議長　　おはようございます。これより本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年9月13日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
10	公営住宅について	住宅困窮者の生活実態調査実施について 公営住宅の建設促進について 低所得者向けに民間住宅を積極的に活用することについて(特に、老人・母子・生活保護家庭の緊急支援策として)	2番 松 田 孝	市 長
11	社会教育について	郷土館と旧児童センターの有効活用について 古里の歴史を語る資料の保存について		教育委員長
12	チェリークア・パーク事業について	民活部門の進捗と市長自身の不明について問う	18番 内 藤 明	市 長
13	教育行政について	来年度から中学校で使用される歴史・公民の教科書採択に関して再度教育委員会の見解を問う		教育委員長
14	林業政策について	松くい虫対策の現状と課題について	17番 川 越 孝 男	市 長
15	市長の政治姿勢について	チェリークア・パーク事業の進め方について		市 長
16	チェリークア・パークの今後について	撤退者が相次ぐ状況のなかで、これまでの方針を継続していくのか事業の見直し、計画の変更をすべきときだと考えるが 開発公社がかかえる契約解約用地の取り扱いについて	22番 遠 藤 聖 作	市 長

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 10 番、11 番について、松田 孝議員。

〔 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は日本共産党と市民を代表して通告番号順に従って、順次質問いたします。市長並びに教育委員長の、誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号 10 番、寒河江市の公営住宅政策について伺います。

住宅といえば原始時代には文字どおり雨露をしのぐ場所を指したものであったが、時代とともに徐々に変化し、現代の住宅概念は快適さを基本とするものになっていることは、だれも否定できない事実であります。日常生活を営むのに快適住宅とは地域環境面では住むに便利、住んで気持ちがよいなど、住宅面では住宅面積や設備などが一定水準を満たしたものと思いますが、衣食住の中で手が最も届きにくいのがいまだに住宅であります。

寒河江市の平成 7 年度の国勢調査によれば、住宅に住む一般世帯は 1 万 836 世帯で、住宅所有状況と世帯数は持ち家が 9,273 世帯で、公営公社の借家 289 世帯、民営の借家 1,033 世帯、その他の借家 241 世帯となっています。公営住宅や民間住宅の利用数は約 17% で、入居人員は 3,862 人となっています。

寒河江市の人口動向は、平成 7 年度から 12 年度までの 5 年間で 574 人増加にとどまっていますが、世帯数ではこの 5 年間で 858 世帯も増加しています。また、世帯人員も昭和 55 年度は 4.2 人が 12 年度では 3.7 人と伝統的な三世帯同居が減少し、核家族世帯がさらにふえ続けています。これらの特徴はバブル時代の共同住宅新築状況に比例し増加したものと考えられます。

民間人による借家誘導策が功を奏したのか、都会的な建物や洋風化した建物に若い方が単身で入居したり、親と別居生活を送るために殺到するなど、生活様式が大きく変わりましたが、ここ二、三年の不況による会社の倒産、リストラによる失業や賃金カットなどで収入が減少し、これまでの生活を維持するのが困難な方がふえてきています。

去る 8 月 15 日付の新聞報道によれば、総務省の東北管区行政評価局が、山形県に対し県営住宅に母子家庭を優先に入居させるべき通知をしたとのこと。そもそも山形県条例には母子家庭の優先入居制度がなく、入居を希望しても希望者による抽選が行われ入居決定しています。

一部の自治体には、母子家庭のための住宅や高齢者住宅などが数世帯分ありますが、すべてが入居済みで希望する方がいつ入居できるのか、全く予想できない状態にあるとのこと。そのために母子家庭や高齢者、障害者を含む住宅困窮者が、抽選に外れれば幾ら困っても入居できない、結局民間のアパートを借り、高い家賃を支払うことで生活が成り立たなくなっています。この実態を見かねた行政相談員が、行政評価局にこの問題の解決策をお願いしたとなっています。県はこの通知を見て他県の対応などを参考に、できるだけ早く前向きに検討し回答するとしています。このような問題は、応募者が増加すれば、どこの自治体でも現実に起こることが予想されます。このことを踏まえ質問いたします。

最初に、住宅困窮者の実態調査について伺います。

現在、寒河江市では市営住宅に入居するには選考委員会による住宅困窮度の審査が行われ、困窮度の高い方から入居を決定していると聞いています。しかし、この 5 月の高田団地 A の募集戸数 3 戸に対し応募者が 35 人と、11 倍を超えた応募があったときの選考は、これまでにない神経を注ぎ決定したと聞いています。募集住宅によって応募者が殺到したり、募集戸数のみだったり極端な事例になっています。入居申し込み者の実態調査を添えて申し込みますが、12 年度の住宅困窮の理由について、優先順位をどのようなものからつけてい

るのか、また応募が殺到する高田団地と応募が少ない西寒河江、高屋住宅などの応募者の違いを、市長はどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

当局は公営住宅の応募者全員が入居資格を持っていることから、全員が住宅困窮者であることをまず認識すべきです。

そこで伺います。当局は住宅困窮者が年ごとにふえていることや、母子家庭の入居希望者が増加しておりますけれども、具体的な対策をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

また、市営住宅の生活環境が住宅によってはかなり劣悪な状態の建物が存在していることは市長も御存じだと思いますが、家賃が安いので我慢をしてもらおうしかないということではないと思いますが、せめて入居者からアンケート調査を実施し、住宅事情や生活環境の問題点を出させ、それに基づき環境の整備や改善を図るべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、公営住宅の建設促進について伺います。

第4次寒河江市振興計画の基本計画では、「公営住宅の建てかえ」、「高齢者に配慮した公営住宅の整備」などの基本施策があります。しかし、基本計画がなされてから5年が経過しましたが、具体的な計画もなく新たな平成13年度から15年度までの実施計画にも盛り込まれていません。特に築38年を経過した西寒河江住宅と築34年の高屋住宅は、御存じのようにだれが見ても大変老朽化した住宅であります。

市営住宅の建設は平成5年に高田団地建設以降は建設されないことや、人口増加と世帯数の増加に伴う公営住宅の整備がおくれたために、特に低所得者用の住宅不足が一段と深刻化しています。最近の市営住宅に対する応募の増加を見れば明らかであり、すぐに需要に対処すべき課題と思います。第4次振興計画の基本計画に基づき、老朽化した住宅の建てかえや新規建設を早期に実施すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、低所得者向けに民間住宅を積極的に活用することについて、特に老人、母子、生活保護家庭への緊急支援策について伺います。

ここ数年間の寒河江市内の中心に民間によるアパートが次々と建設され、一定の需要を満たしました。これらのアパートに入居するに礼金、敷金のほかに家賃、駐車場、管理費など月5万円から6万円もの負担となっています。この家賃では一般の勤労者でも負担が大変大きく、退去する方がふえつつあります。老人や母子家庭などは、これらの住宅には特に入居が不可能な状況となっています。それに引きかえ公営住宅は低所得者の階層にとって低家賃で入居でき、安定した生活を送るために大変な魅力であります。現在の公営住宅不足は住宅困窮者にとって大変深刻な問題となっています。

応募者が急激に増加している現在、入居選考委員会で審査を受けても入居できない方は諸条件などが僅差であり、余りにも不公平感が残ります。これらの不公平感を解消するために今後、どのような施策の検討を行っているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

この不況時に、高い家賃の支払いで生活困難な方や家賃滞納などによりアパートを引き払い、親と同居や低家賃のアパートに移り住むなどの自衛策をとる世帯が多くなっています。そのために市内のアパートは急に空きが目立つようになってきました。逆に公営住宅の応募が殺到し、解決策が見出せない状況になっていることから、緊急策としてこうした空き住宅を民間から借り受けて、低所得者向けに独自に家賃補助を設け、賃貸住宅として貸し出しを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号11番、社会教育について。

郷土館と旧児童センターの有効活用について伺います。

現在、郷土館は郡制時代の政治、経済、産業、文化のテーマ館として、もと郡会議事堂は西村山地方から出土した土器などの考古資料館として開設以来、常設展示場として開設されました。しかし、郷土館の建物そのものが県指定文化財であり、保護と使用規則があります。昭和53年11月1日、旧西村山郡役所、昭和55年

12月郡会議事堂がそれぞれ県指定文化財となり、県から譲渡を受け、現在地に移築されたと聞いています。

当時から建物の活用について、また移築された場所についてさまざまな問題提起がなされたと聞いています。施設に新たな手を加えることも制限され、また7割を占める常設展示のために斬新な企画もできず、担当課では悩んでいるのではないかと思います。新たな企画の特別展は年に一、二回しかなく、結果的に毎年郷土館の機能の充実を掲げ、1年が経過しています。

公共の博物館や資料館を初め類似施設、ホールなどは箱があっても中身がないと言われ続けてきました。その中身とは、施設などがみずから主催して行う自主事業をどこまでやるかにかかっていると思います。施設の管理者としての責務は企画展などの自主事業を数多く実施し、広く大勢の人々に訴え、自由に接する場所を提供することです。そのことによって市民の文化水準が自然と高まるのではないのでしょうか。また、こうした事業を実施することによって、文化遺産とも言えるべき貴重な文化財や資料を保存し、保護する意識を高める役目もあります。このことが市民に一般化すれば、寒河江市民の持つ文化遺産が後世に誇れるものになっていくのではないのでしょうか。

現在、寒河江市には博物館もなく、資料の保存する施設もありません。この役目を果たしているのが現在、郷土館と思われます。郷土館利用者からは、博物館並みに企画などを加え活用してほしいという声が多くあります。現在、郷土館は自主事業を実施するには建物の大小ばかりではありませんが、どうしても展示の広さと設備、また保存のための倉庫などの諸条件が不足しています。

そこで伺います。これらの諸条件不足を補うために、同じ敷地内といってもいい場所に旧児童センターがあります。最近のセンターの活用状況は、一部郷土館の資料及び出版物の保管、特別展の講演会、また情緒障害児の育成事業などで年間10日程度の使用と聞いております。施設の用途変更に対する問題もいろいろとあると思いますが、ぜひ郷土館と旧児童センターの一体化を図り、寒河江市の歴史、文化の発信施設として整備をすべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、ふるさとの歴史を語る資料の保存について伺います。

私たちの記憶では、昭和45年代からどの家庭でも職場においても徐々にモノがあふれ出し、捨てるでも捨てるでもモノがふえ続け、結局日本人はモノを持つことで、捨てることでごみをふやす原因をつくってしまいました。このようなことを繰り返した結果、モノを処分することで失う痛み、感覚が麻痺し、簡単にモノを処分する行動のみが私たちに残ったような気がします。

このような社会の背景の中でも歴史は刻まれ、21世紀を迎えました。私たちの過ごした20世紀を振り返るときに、記憶は残るものの果たして子孫に記録や形のあるものを残そうとしたときに、だれがどこに何を保存すべきなのかと考えたときに、だれもが身近なところの博物館や民俗資料館の存在を持つと思います。不幸と言うべきか我が寒河江市にはどちらの施設もありません。そのために数十年前まで日常的に使っていた生活用具類や学校教材などが、私たちの周りから姿を消しています。この文化遺産とも言えるこれらのものを行政が先頭になって保存事業を実施すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

また、実施に当たってはきちんと予算と専門の学芸員などを配置し、保存や管理はもとより将来は特別展示の企画などを十分に活用できるように資料、用具、教材などの収集を行うべきと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

公営住宅は、住宅に困窮している方で低所得の世帯を対象に、低廉な家賃で賃貸する公的施設であります。御案内のとおり本市では、現在、高田、ひがし団地など 5 カ所、総戸数 198 戸の住宅を設置しており、空き住宅が出た場合、迅速に内装工事や修繕などを行い、入居者募集に努めているところであり、昨年度の年間入居率については約 96%と、広く市民の方々に御利用をいただいているところでございます。

昨年度の募集戸数に対する応募者数は平均で 5.5 倍になっており、特に高田団地とひがし団地の倍率が高くなっている状況でございます。

応募者の実態を分析いたしますと、3 人以上の二世帯家族が約 6 割を占め、その半分以上が民間賃貸住宅の家賃が高い、また狭いことや家族と同居できないことなどの事由により申し込みされております。そのほか、離婚等による母子家庭の方が 2 割、結婚間もない若夫婦世帯が 1 割、そのほか老人の単身と老夫婦世帯が 1 割を占めているところであります。

民間の家賃が高いという事由から市営住宅に応募する方が多い状況であります。民間の月額家賃状況を調査しましたところ、築 10 年の貸し家が約 4 万 5,000 円、築 20 年が約 3 万 4,000 円、築 30 年が約 2 万 8,000 円になっているようでございます。

一方、市営住宅の入居者の家賃月額は所得に応じて高田団地が 1 万 7,200 円から 3 万 6,800 円、ひがし団地が 1 万 5,900 円から 2 万 7,200 円になっており、公営住宅と民間貸し家の家賃水準を比較しますと、高田団地及びひがし団地の上限家賃で民間家賃の築 20 年から 30 年の貸し家には入居できる家賃になっているようでございます。

西寒河江、高屋、西浦住宅に入居されている方々に対し、住宅についての改善や希望等の生活実態調査を実施してはどうかということでございますけれども、市営住宅の管理については、それぞれ施設全般的に目配りをしていただく方として管理人を入居者の中から選定していただいております。その方と密接に連絡をとりながら、建物等でぐあいの悪いとか除雪、その他問題点などについて御連絡をいただいたり、実態把握に努め、随時住宅全般の営繕に当たっているところであります。

今後とも公営住宅の設置者として生活面での御意見、御希望などの入居者のニーズについて管理人からの聞き取りを行うとともに、個々の入居者からも年 1 回の収入申告書を提出する機会をとらえ、実態把握に努めてまいりたいと思っております。

それから、市営住宅入居者選考委員会の入居者の選考のご質問もございましたが、住宅に困窮する度合いの高い応募者から順次入居者を決定することとしておりますが、僅差で決定されなかった応募者に対し、入居決定者が入居しない場合や、入居して 6 カ月以内に立ち退いたときを考慮し、入居補欠者としても決定しており、できる限り入居機会を広げる救済策をとっているところでございます。

今後とも既存の市営住宅の範囲の中で有効に効率的に運営を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、公営住宅の建設促進といいますが、それについてのお尋ねがございました。

築後長いものでは西寒河江住宅の 38 年、高屋住宅が 34 年、西浦住宅が 29 年になっており、長年の歳月の中で屋根や雨どい、そして水回りなどの修繕にその都度対処しながら入居者への配慮に努めているところでございます。

高田団地及びひがし団地には比較的若年層の世帯が入居されておりますが、西寒河江住宅などには高齢者世帯が多く、また低所得の方が安い家賃で入居していただいております。このような住宅もまだまだ必要な状況であ

ると考えておるところでございます。

ただ生活環境上の改善として、家庭排水を下水道に接続することなども必要と考えておりますが、建て替えとしては将来考えなければなりません、当面建てかえは先送りしなければならないと考えておるところでございます。

次に、民間住宅の活用についての御質問がありますが、市内の貸家組合より民間貸し家の現状を調査しましたところ、現在組合が管理受託している戸数が約 800 戸ありまして、空き戸数は約 20 戸程度のものでございます。思ったより入居率が高いようでございます。

また、民間の貸し家を借りて、市が家賃差額を補助するというふうなことの御質問もございましたけれども、市営住宅並みの家賃で貸すことも考えてはどうかということではありますが、市が独自施策として家賃差額を補助することとなりますと、福祉施策として生活保護家庭に対する生活扶助等も行われており、このような他の施策との整合性を図る必要もあり難しいものと考えております。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 社会教育についてお答えいたします。

初めに、郷土館と旧児童センターとの一体的な有効活用についての御質問にお答えいたします。

寒河江市郷土館は、昭和 53 年に県有形文化財として指定を受けた旧西村山郡役所と、昭和 55 年に県の指定を受けた旧西村山郡会議事堂の二つの施設からなっております。市では昭和 58 年に長岡山の現在地に移築復元し、管理使用等については「寒河江市郷土館西村山郡役所の管理及び使用等に関する規則」で定めるところです。

この二つの建物は明治初期に建築され、当時の粋を凝らした美しい建築物であるとともに、西村山一円の郡政を取り仕切っていた歴史的価値のある施設として、大切に保存することが重要なことと考えています。また同時に、地域の民俗、郷土資料の保存、展示場所として有効に活用するために寒河江市郷土館として設置した施設です。

郷土館は、毎年 4 月 11 日から 11 月 14 日までの 8 カ月間開館し、多くの来館者に貴重な文化財としての建築物と常設の展示資料を見ていただいて喜ばれているところです。また、地域の郷土資料館としての性格を持つことから、旧西村山郡役所については歴代西村山郡長など、明治時代以降の郡制時代の歴史と文化、生活や農業等を理解するための資料を収集し展示しております。

また、旧西村山郡会議事堂には、1 階には寒河江市を中心とした西村山地区の遺跡から出土した考古資料を展示しており、2 階には市制施行 40 周年記念事業で収集した「寒河江の歩み写真展」を常設展示しております。

昭和 59 年の開館以来、年間 1,500 人から 2,000 人の入館者があり、昨年まで約 3 万人を超える入館者を数えております。また、近年には市内はもとより近在の歴史愛好家の方々の来館もふえており、さらに小・中学校の地域学習の教材として積極的に授業に活用されてきております。

郷土館の自主事業としての企画展につきましては、郷土館運営協議会の提言を踏まえ、一昨年から特別展という形で実施しているところです。一昨年は、寒河江市史中巻・近世編発行を記念した「目で見る江戸時代の寒河江」を開催し、執筆者による特別講演を実施したところです。昨年度には、特別展のための実行委員会を組織し、「ふるさとの学校が生まれたころ」というテーマで、明治から終戦までの期間を対象に、市内小・中学校の卒業生と校舎の写真展を開催し、今年度は昨年度に引き続き、戦後から昭和 63 年度までを対象に「ふるさとの学び舎と卒業生写真展」を開催しております。期間中、多くの来館者があり、好評を博したことから企画展示の取り組みの大切さを感じているところです。

本市の郷土館は、郷土資料を教育的配慮をもとに展示し、市民の郷土学習に資する目的を担っておりますので、明治以降の寒河江の歴史や風土を学習する歴史民俗資料館としての機能を果たしているものと考えているところです。

御質問の郷土館と旧児童センターとの一体化を図った活用についてであります。御案内のように寒河江市旧児童センターは昭和 54 年に設置され、児童センターとしての目的を果たしてまいりましたが、平成 8 年度に市総合福祉保健センターの設置に伴い、同施設内に移転したものです。旧児童センターの利用については、基本的には子供の活動を中心とした利用を図っているところでありますが、郷土館と隣接していることもあり、施設の一部に民具、農具、市史通史の書籍などの歴史資料を保管しているところです。今後有効活用について検討していくことも必要かと考えております。

次に、古里の歴史を語る資料の保存についての御質問にお答えいたします。

歴史を語る資料にはいろいろなものが考えられると思います。中でもここ数十年の資料は、高度経済成長以

前の日常生活用具、民具、農機具など広範囲にわたるものと思います。これらを郷土資料として収集保管し、分類、研究して教育資料として展示に供するには、県立博物館相当の大がかりな専門の調査、研究機関が必要となってくるものと思います。

現在、寒河江市でも文化財として評価されるもの、貴重な歴史遺産になるものなどについては広く情報を収集し、また調査の依頼を受けたときには、市史編さん専門員が現地調査をし、資料のリストを作成しています。そして、数ある中から特に文化財的、歴史的価値の判断を行い、資料を精選し保存、展示するようにしております。特に古文書や古書などの歴史資料は精力的に調査し、必要とあれば借用して解読保存に努めております。

歴史資料の保存には、社会教育課が主体的に取り組んでおりますが、市史編さん委員や文化財保護委員会などよく連携をとって、資料保存を検討していくべきものと考えております。

また、専門の学芸員などの配置についての御提言ですが、学芸員は学芸員の資格を持っている者が博物館に採用になることで学芸員となるものであります。郷土館の事業にも、学芸員の資格を持っている者を配置すべきではないかとのことではありますが、現在、寒河江市では、社会教育課歴史文化係に配属している職員が学芸員の資格を持っており、その専門的知識を生かして郷土館の資料収集や特別展などの事業を進めているところです。

今後とも地域の貴重な歴史的、文化的遺産については大切に保存するとともに、歴史的な資料についても、後世に残す遺産として必要な選択をして記録保存すべきものと考えているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも御答弁ありがとうございました。

先に住宅困窮者の実態調査について多少伺いたいと思います。

住宅困窮理由についていろいろあったんですけれども、現実はこの対策が、具体的な対策がなっていないような私は感じを受けます。

それと、入居者からいろいろアンケートをとって実施すべきだということで私も提言したんですけれども、その地域の管理者として一応入居者から選考しているということなんですけれども、なかなか入居している立場を考えると、やはり生活の実態というのは困ったことを提言できないというか、そういう感覚を私は持っていると思うんです。お世話になっているんだからという、若い人はそうでないと思うんですけれども、老人の方は特にそういうことを意識している方が多くあります。ですから、やはり文書による提出方法なども検討する課題ではないかという感じがします。

実際、今、こういう西浦とか高屋あたりの状況を見ますと、非常に高齢者が多く入居しております。ですけれども、実際部屋の間取りからいくと非常に狭い、この時代に建てられた建物は非常に狭苦しい建物になっております。ですから、この中でいざ介護を行うような状況にあるときに、非常に手狭で、ベッドとかそういうものを置いても介護ができない状態にあると私は思っております。ですから、部屋の改造なども本当は計画すべきだと私は思いますけれども、実態としてはなかなか難しい状況にあるのではないかと思います。でも、中の一部改造、手すりとか、そういうものもある程度住民のアンケート調査、具体的に調査してやはり高齢者が入居しているようなところにはもう少し気配りをお願いしたいと思います。

あと、公営住宅の建設についてですけれども、今のところ先送りしていくような市長の話でしたけれども、現実的に今、公営住宅に応募が殺到しているような状況は、市長自身もわかっていると思いますけれども、これは寒河江市の問題ばかりでなくて県営あたりもかなり不足しているんです。先日、塩水あたりの県営住宅ですと 1 戸応募したのに対して 22 倍もの応募者があったということで、非常に県あたりでも対応に困っているような状況があります。これは寒河江市ばかりでなくてやはりどこの自治体でもこういう現象が起こっているのです。核家族化が進んでいる時代にこういう住宅政策もやはり必要ではないかと思っております。ですから、頑張ってこれは実施計画に載っていないんですけれども、振興計画にきちんと載っておりますので、建て替えの問題、ですからこれをもう少し前向きに検討していただきたいと思います。

どうしても給料の少ない人は、家賃が収入の 15% ぐらいで生活するのが一番妥当ではないかと私は考えております。そして、低所得者に関しては、逆に所得の 10% から 5% ぐらいに抑えてもらえば、生活がある程度安定するかなと私は思っておりますので、その辺市長あたりはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

実際に先ほどの説明の中で高田団地あたりは築 20 年、30 年ぐらい経過した家賃の単価だということですので、実際には西寒河江住宅とか、高田団地の対策、もう少しきちんと改善、建て替えをしてもらうように私は提言したいと思います。

あそこに住んでいればやはり何か今の時代、こんなことは失礼なんですけれども、余りにも冷遇扱いされているような感じを受けます。確かに安い住宅は必要ですけれども、やはりもう少しきちんとした住宅を提供すべきではないかと私は思います。新しい住宅を建てれば当然単価が高くなるという市長の考えですけれども、ある程度市長あたりの裁量で、この辺の単価的なものも調整できるのではないかと私は思っております。ぜひそのためにも低所得者向けに住宅建設を、整備をしていただきたいと思いますので、その辺もう一回市長からの答弁をお願いしたいと思います。

公営住宅不足で非常に低所得者が困っている状況がありますけれども、それに見合った対策が市では実施し

ていない状況にあるので、私はあえて民間の住宅が今空き状態になっているので、先ほど市長から言われましたけれども、800戸住宅がありますけれども、その20戸だけが空き住宅だということを言っていましたけれども、これは20%ぐらいの間違いではないかなという感じがします。今、非常に空き住宅が目立っております。これは寒河江市ばかりではないんです。全体的にこういう民間のアパートががら空きになっているような状況があります。

ですから、こういうものを新しく建設するのも必要なんですけれども、緊急策としてやはり今低所得者が困っている状況を補うために、独自に寒河江市で賃貸住宅を借りて家賃補助をしたり、あるいは家主に固定資産税の減免などをして、ある程度単価を引き下げてもらうような方向性はできないものかと私は考えております。この辺について市長はどのように考えているのか、もう一回伺いたいと思います。

あと、教育委員会の方に伺いたいと思います。

私はこの郷土館と旧児童センターの活用については前から思っていたんですけれども、今、児童センターを見ると非常に周りも草だらけで、新たに使うとなると使いづらいような状況になっております。ですから、あの場所に非常に近い場所にあるんですから、これを活用してもらって、広く市民の中に活用してもらうのが一番いいのではないかと考えているんです。どうしても郷土館というと冬ほとんど使えないような状況になっております。年間で約5カ月間、もう使えないような状況で、非常に資料館としての活用される期間が短いのではないかと私は思っているんです。これは除雪でもしてきちんと、道路でも改修しながら、もう少し年間通して活用できるような方法も私は検討していかねばならないかなと思っているんですけれども、開設以来こういうやはり冬期間休館しているような状況があると思うんですけれども、これを改善する方向もやはり必要ではないかと私は思います。

それで、郷土館の資料の展示を見ても非常に何か殺伐としているんで、もう少しいい企画がないかと私は考えているんですけれども、実際、あの中を使用するといろいろな設備したりする必要があると思うんです。それで、あの場所に展示すると相当展示物が傷むような感じがします。直接直射日光が当たったり、あと2階に上がれば非常に高温で、今写真展なんかも行われておりますけれども、非常に物が傷んでいるような状況を私は感じます。本来、やはりこういう貴重な資料を保存する立場から考えればもう少し物をきちんと管理し、保管する施設をやはりきちんと考えるべきだと私は思います。物をただあそこに置いて、高齢者事業団ではないんでしょうけれども、そういう人を配置してただ留守番がわりに置いているような状況では、私は資料館としての役目が果たせないのではないかと感じております。

この辺も含めてやはりこういう施設を改良、改善できないなら身近にある旧児童センターの活用をしていないのを、もう少し有効活用すべきだと私は思います。ただこれは教育委員会の問題ばかりではないと思うんです。これは全庁的な考えでやはりこの計画を進めていかないと無理なのではないかと私は思います。ですから、もう少しこの使用については前向きに検討していただきたいと思います。

それと、資料の収集について、いろいろ資料は収集しているようなんですけれども、まだまだ貴重な資料が各民家などに残っている状況があります。ですから、物があって、やはり無いよりあった方がいいので、できるだけ数をそろえていろいろな特別企画展をできるような方向性をきちんとしてもらいたいと思います。

まず、場所も必要なんですけれども、市立図書館の展示状況など見てもみると、あの狭い中で年間十五、六回、いろいろな企画展をやっています。ですから、あのように狭い場所にも簡単にできるはずなので、もう少しこういう資料を収集して活用するような方向性を当局にお願いしたいと思います。

その辺についてももう少し、展示についても心配りができるかどうか、その辺の答弁をお願いして第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 住宅政策というのは大変難しい問題だろうと思っております、民間の方と公営というのをどのようにかみ合わせていくかというようなことも一つあるかと思ひますし、それからアパート、あるいは一戸建てというふうなことをどう考えるかというふうなこともあろうかと思ひます。

さらにまた、利用者のニーズというのは非常に多様化してある現状にあらうと思っております、安い方がいい、低廉な方がいい、それから環境がいいというようなこと、それはそのアパートなり一戸建てのおかれているところの場所、環境というものはその建物そのもの自体もさることながら、置かれている地域的な場所的な要素というものも非常に出てくるかと思ひますし、非常に入居者のニーズというのが複雑化している状況にありまして、それに対応するというのは非常に難しい問題だなと一般的に考えるわけでございまして、古くなれば新しいものに移りたいというように、あるいは敬遠されていくということになるわけでございまして、非常に住宅政策というのは大変だなと思っております。

それにしましてもやはり公営住宅でございますから、それなりに現在の高齢者の方々に利用しやすいような手を加えなくてはならないと思っております。

そういうことで、これまでも修繕、手を加えましてバリアフリー等々に気配り等々はやってきておりますし、これからも考えていかななくてはならないと思っております。

それから、応募者でございますけれども、いろいろ選択なされておるようでございまして、公営住宅がいいかあるいは民間の住宅がいいかと、いろいろ声を聞きますと、入居者の応募に対しての声などを担当の方から聞きますと、今回は抽選に漏れたから次に回しますかと言いますと、いや結構です、別のところ探しますと、こういうふうに割とドライに考えている入居希望者もいらっしゃるということでございまして、非常に幅が広いといひますか、選択をいろいろ考えておるというようなことが聞かれるようでございまして、それらのもので対応するというふうなことは住宅問題としては大変苦慮するところだろうと、このように思っておるわけでございまして。

いろいろそういう声というものも十分察知しながら、住宅政策をとっていかなくてはならないと思っておりますし、やはり今申し上げましたように民間との関係というものも、探ってまいらなくてはならないと思っております。

それから、御提言がございました民間の家主に市が補助して低廉な家賃で借りられるというような御意見でございますが、これはちょっと難しいのではないかなと、こう思っております、御意見として承っております。

それから、先ほどの第 1 問で 20 戸というのは云々ということでございましてけれども、これは間違っていないと思っております、もしも担当の方から補助的な答弁があればそちらに移したいと思ひますけれども、第 1 問で答弁したとおりだと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 先ほどの郷土館の管理運営についての御質問にお答えいたします。

郷土館につきましては、現在、長岡山にあるわけでした冬期間、除雪とか雪の管理面から郷土館の開館については 11 月 15 日から 4 月 10 日を休館日にして使用、開館している状況でございます。

また、郷土館の現在の常設展の資料ですけれども、これは開館当時に設置したものの約 500 件以上のものがあります。そのあとも随時展示すべき資料については、少しずつ模様替えをしながら展示しているところですが、全面的な展示替えとなりますと、かなりの大掛りな改造と費用がかかります。そのようなことで、今現在は少しずつ展示を加えているような状態でございます。

あと、郷土館そのものの改増築についてでございますけれども、あくまで郷土館は県指定の重要な文化財ということで、まず第一義的には保存を重点的に考えております。あわせて展示場として郷土資料館の性格を持つようにいろいろな資料を収集しながら展示していると、そういうふうなことでございます。

ただ先ほど答弁いたしましたように、今後について建設の経緯による制約やありますけれども、ほかに郷土館にかかわるいろいろな活用として、旧児童センターの活用についても今後検討すべきものであるというふうな考えを持っているところでございます。

あと、二つ目の資料の収集についてでございますけれども、今現在も資料の収集につきましてはいろいろな情報を集めながら、それから調査の依頼など受けたときにはすぐ市の方で社会教育課なり市史編さん室の方で調査に赴いて対応するようにしております。

ただ、それを保存、展示となりますと、すべてのものを保存できませんし、いろいろ選ばせていただいて貴重なものを判断しながら保存し、また展示するというふうに考えております。

先ほど御質問にありました学校教材等につきましては、特に山形県立博物館、その附属施設に教育資料館というのがございます。これは国の重文であります旧山形師範学校の本館なんですけれども、その中には先ほどありました教育教材、それから教科書等々、教育の歩みに関連するいろいろな資料を収集して展示していると、そういう機能を県立博物館では持っているようでございます。

これからもいろいろな貴重な古文書やら大事なものについては心がけてとにかく調査し、市で保存できるものは保存すると、そういうふうな方向で努めてまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 最後ですけれども、大変住宅政策は難しいというような状況がありますけれども、ある程度市民のニーズにこたえるべき対応を、まず具体的に検討していただきまして、今後やはり住みよい寒河江市にしていくためにも、その辺を建物を建てるにも無理があるなら、やはり住宅の家賃補助などももう少し検討していただきたいと思います。

また、今、まちの商店街の活性化などにも空き店舗などの活用も実際行っております。それで、そういうものも家賃補助したりあるいは税金を免除したり、そういう形にやっておりますので、そういうのもやはり少し検討していただくようお願いして終わります。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、質問通告に従って、市長並びに関係当局に順次質問を行います。

質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

初めに、通告番号 12、チェリークア・パーク事業について市長にお尋ねいたします。

「民活エリアにおいて新しい着工の槌音が聞かれるようになり、景気が回復するにつれ他の民間施設も着々と着工されるものと期待しております。」これは今年 3 月定例会の市長、あなたの施政方針の一節であります。その後、民活エリアの用地はあなたの期待を裏切り、緑化フェアの直前になった今日でも他の施設は着工の心配すらありません。そればかりか、中核施設を担っていただけるとして、あなたが期待してやまなかった中国パール株式会社、以下中国パールに略しますが、これは事実上経営破綻し、クア・パーク事業は深刻な事態に立ち至っております。

そして今、宿泊施設が建設されるはずのある予定地には、真っ白なソバの花が減反の転作地と見間違ふほど見事に、今を盛りと咲いております。その白々しい花の色は中国パールが破綻した後、あなたが全員協議会の席で言われた、同社の事業計画やその模型を見せられて、一生懸命取り組んでいたことを知り、感激したというような味気ない言動をまるで象徴しているかのようであります。

さて、民活エリアの中核施設を担うとした中国パールについては、当初から同社がリゾート事業という未知の分野に進出するというだけでなく、土地代の 20 年賦ということ一つをとってみても、本当にやれるのかという疑問視する声が、市民の間で大きかったことはこれまで何度も申し上げてきたとおりであります。そのことについては当局は全く耳を傾けず、同社の経営状況や事業計画などの具体的根拠も示すことなく、土地の売買契約をしたということは中核施設を担っていただけると確信しているとして、市民の心配をよそに強行に押し進めてきたのであります。しかし、まことに残念なことではあります、結果的にその心配が現実のものになってしまいました。

当局は中国パールに売買したその土地を買い戻すことによって、本市への実害がないと主張しておりますが、以前参加を断念し、違約金を支払った業者と比較をすれば著しく公平さを欠いております。その上、市民の心理的動揺や現在着工している業者も含めて、他の事業者に与える影響は大きく、その損失ははかり知れなく莫大なるものであると考えます。

しかるに、市長はこうした民活エリアからの撤退や断念者が出るたび、経済不況や個々の業者のせいにし、市長自身の見通しの甘さや誤りについては一言も言及せず、反省の言葉すら聞かれません。私は、あなたが長としての認識に欠けているのではないかと思えてなりません。この際、責任者としてご自身の不明について市民に釈明し、責任の所在を明らかにすべきであると考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、今申し上げましたように、私は中国パールが破綻し、事業を断念したことは本市は多大な損失を受けたものと理解をいたしておりますが、当局は 8 月 10 日の臨時会において、中国パール名義の土地を買い戻すことによって、実害がないという認識を示しました。

そこで、お尋ねしますが、市長はその認識は今もお変わらないのか、改めてお伺いしたいと思います。

これまで民活エリアについて市長は、各事業者が統一の意思のもと、遅くとも平成 14 年の全国都市緑化フェアの開催までには立ち上げたいと公言し、民活部門は開催にあわせてオープンさせたいとしてきました。スパリゾートの中核施設を担う中国パールの破綻によって民活エリアに参加を表明し、これから着工しようとする業者は、そのことによって一定の後退を余儀なくされたというのが大方の見方であり、つまり中核施設の動

向をもう少し見きわめたいというのがどうやら本音のようであります。

ここで、市長にお尋ねしますが、民活エリアのオープンを緑化フェアの開催に間に合わせられる見通しと、またその方針に変わりはないのか、お答えいただきたいと思います。

続いて、通告番号 13、教育行政について教育委員長にお尋ねいたします。

来年度から小・中学校で使用される教科書の採択が去る 8 月 15 日に終了し、新しい歴史教科書をつくる会の主導で編集され、侵略戦争を肯定するなど歴史を歪曲した中学歴史、公民教科書は全国の国、市町村立中学校で不採択になり、同教科書の採用は数校の私立中学校と東京都立、愛媛県立の養護学校にとどまったことや、つくる会が当初目標にした 10%を大きく下回り、全体の 0.4%という結果に終わったことなどが新聞で報じられております。

私はこのことについて、全国の教科書を採択する関係者が、偏狭なナショナリズムをあおることの危険性を憂慮する、国内外からの批判を踏まえた良識ある判断を示したものと評価するものであります。しかし一方で、8社の歴史教科書の中で、慰安婦の記述を残した教科書が1社にとどまり、自主規制の名のもとに「侵略」を「進出」に変更するなどの動きが顕著となり、教科書全体で正しい歴史の記述が後退している事実があります。このことについて、これは教科書会社の自発的なものではなく、政府、文部省による強い政治的圧力によって強制された結果であると多くのマスメディアは断言しております。

協調性のある国際性豊かな人間形成を図るには、アジア諸国との共通の歴史認識を確立する必要があります。そのためには、言論、出版の自由が保障されていますが、検定というシステムをとっている以上、韓国や北朝鮮、中国、アジアの国々に関する歴史記述は、国際的公約である日本がかつて約束した近隣国家への配慮事項を規範としてなされなければなりません。

さきの定例会でも申し上げましたが、つくる会の歴史教科書の基本になっているのは、皇国史観であります。歴史を学ぶのは過去の事実を知ることでは必ずしもないと言い切って、虚構を語ることに躊躇しないこの教科書は、万世一系である天皇制の伝統的正当性を強調しながら、国家に殉じた人々を偉人として褒めたたえております。相互依存的な国際秩序が模索されている 21 世紀になっても、日本固有の国家原理に誇りを持たせようというわけで、唯我独尊的な日本原理主義とも言うべきつくる会の教科書は、自己陶醉する世界に理解されない哀しい孤立した日本人をつくり上げてしまいます。

ここで改めて教育委員長にお尋ねしますが、新しい歴史をつくる会の主導で編集された中学校歴史教科書、扶桑社刊について、どのような見解を持たれているのか。さきに答弁を控えられた経過がありますが、既に選定、採択と作業が終了しておりますので、お答え願いたいと思います。

次に、つくる会が、過去の間違った歴史について謙虚に反省する既存の教科書を自虐史観、あるいは反日史観と呼び批判していることについて、歴史教育の見地からお尋ねいたします。

彼らは慰安婦などの記述について、子供たちから日本に対する誇りを奪い、日本を嫌いにするものであると主張しております。つくる会がこの教科書をつくった目的は、子供たちが学校で歴史を学ぶことによって、自国に誇りを持てるようにしたいということでありますが、私はその目的は当然のことで、それ自体を否定するものではありません。どのような国でもその国の歴史を学ぶことによって、自国の歴史や文化に誇りを持つことは大切なことだと思います。しかし、歴史は空想ではありませんから、事実が第一に尊重されなければなりません。その上で良いことも悪いことも直視し、悪いことについてはみずから認め反省し、繰り返さないことであります。つまり、それは自己を批判する能力があるということですし、自分の失敗を認める勇気があるということですから、それはそれで立派な誇りの根拠になり得るものと確信をいたします。

そのことについて作家の大江健三郎氏は、世界 6 月号の中で、「過去の歴史において犯した過ちを認め、未来においてそういうことをやらない日本人へと、現在において自己を鍛えることが自信と誇りを勝ち取るために、何より自然なやり方ではないかと私は思います。そうではないでしょうか」このように述べています。

具体的な事例では、ドイツが戦後、過去の歴史を深く反省し、近隣から称賛され、ヨーロッパ諸国から尊敬されるに至る経過があります。醜い過去を掘り下げ、反省することは勇気のいることであって、決して自国への誇りを捨てるものではなく、彼らが言う自虐史観なるものは遁辞に過ぎません。既存の歴史教科書は自虐史観によって書かれたとするつくる会などの批判について、教育委員会はどのような所見をお持ちか伺いたいと思います。

次に、今回採択された教科書についてお尋ねいたします。

さきの答弁で教科書採択の基準について縷々述べられました。それによりますと公教育における教育水準の維持向上、適正な教育内容、教育の中立性の確保などを挙げられ、具体的には学習指導要領に示された教科の目標達成に必要な内容が適正に盛り込まれているか、あるいは内容の程度が各学年、生徒の心身の発達段階に合っているかどうか、さらには内容の組織配列が勉強しやすい、教えやすく学びやすいようになっているか、といったことを勘案して採択する旨を述べられました。

そこでお尋ねいたしますが、そのことに照らして今回、歴史、公民、それぞれこの教科書を採択されたのか伺いたいと思います。

さらに、多様な選択基準の中の一つに教育の中立性確保ということも挙げられましたが、先述したような教科書出版をめぐる政治的圧力などの背景を見れば、大変難しい課題のように思われますが、歴史教科書の場合、どのようなところにその視点を向けられたのか、あわせて伺いたいと思います。

さらに、つくる会の危険な教科書が検定合格したことに対し、日本政府は国内外から大きな批判を浴びました。制度上政府に責任があることは当然のことではありますが、今回の全国的な採択結果は、政府が失った国際的な信頼を日本の国民の良識がかろうじてつなぎとめたものと言えると思います。

ところで、今回の教科書採択に当たって、つくる会は全国の地方議会や教育委員会に、法に触れるような行為や圧力や働きかけなどを行い、その結果、請願が採択されるなどして、現場教師の意向を選定過程から排除するような採択制度の改悪がなされた自治体があると報じられておりました。1966年にILOとユネスコが採択した教師の地位に関する勧告からすれば、教師の意向を反映しない採択制度は明らかに不当であります。

こうした措置について、教育委員会はどのようにお考えになるか、見解を求めて、重ねて誠意ある答弁をお願いし、第一問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

チェリークア・パークにつきましては、高瀬山に温泉が湧出した昭和 55 年からの市民の悲願でありまして、寒河江サービスエリアと最上川ふるさと総合公園の立地により、寒河江ハイウェイオアシスとして国、道路公団、山形県と市及び民活エリア参画者が一体となり、実現に向けて進めているところでございます。

御案内のように民活エリアにつきましては、クア・パーク構想に賛同された民間の方々に対し、市が土地を造成、分譲し、参画された方のおのおのがそれぞれの計画に基づき宿泊、物販、あるいはスパ施設の建設を進められているものであります。

市としましては、民活エリア参画者と一体となり、民活エリアの開発について総合的に検討し、開発事業の円滑化を図るため、寒河江チェリークア・パーク民活エリア開発推進連絡会を平成 6 年 9 月に設立し、事業参画者との連絡調整を図りながら進めてきたものでございます。

中国パール販売株式会社についてもほかの参画者と同様に、できるだけ多くの機会をとらえて連絡調整や情報収集に努めてまいったところであります。民事再生手続が開始された後の 7 月 5 日に直接お会いした折に、来年までにクア・パークで温泉を活用したところの施設を営業するべく準備を進めておりましたとのことでありました。クア・パークに進出を決定し、土地を取得してからは、施設をさまざまなケースで想定し、シミュレーションを行い、最終案となる基本設計もでき上がったとのことで、模型を見せながら緑化フェアに間に合うように着手する予定であったとのことでありました。

本業であるところの工場も増産に次ぐ増産をなされており、順調に操業なされていると聞いておりましたところ、中国パール販売が民事再生手続を開始されたことにつきましては、突然な事態でありまして、驚きとともに大変残念なことと思っております。

中国パール販売が民事再生に至った原因につきましては、岡山県にある中国パール化成からの製品供給を受け製品の販売をしておりましたが、それが本年 3 月から受けられなくなり、それに対応するために山形工場を増設するとともに、下請企業を探して対応してきましたが、間に合わなかったために販売する製品が不足し、売り上げが少なく、6 月末の決済の資金不足が生じたので民事再生手続の申し立てをしたとのことでありました。今後、再生に向けて中国パール販売及びパックスが、一日も早く立ち直ることを祈願しているところであります。

チェリークア・パークを取り巻くところの社会経済情勢の悪化、特に金融関係が非常に厳しい状況になってきているところであります。また、旅行形態の変化や国民の旅行に対する意識の変化に伴う観光事業の衰退、あるいは全国的傾向にあるところの周辺市町村での公設による温泉施設の建設、さらにはバブル崩壊以来、相次ぐリゾート施設の撤退等から大変に厳しい状況に置かれているところであります。この大変に厳しい状況の中でも、事業参画者におかれてはみずからの経営戦略を立てられ、クア・パークでの事業の成功に向け、並々ならない努力を払われてきたところであります。

こうした中、クア・パークの参画者の中では、金融機関の大変厳しい締めつけや経営者の死去などから断念、あるいは他社への転売をなされる方もおられますが、私としましては、クア・パークの進捗と本市を取り巻くあらゆる状況を考慮しながら、金融機関等にも依頼をしたり、機会あるごとに国・県等に対しまして要望を申し上げ、条件整備等を行ってまいったところでありますが、今日の経済、金融の情勢からすれば、いずれにおかれてもそれぞれの会社が最大限の努力を払われて現在に至っているものと思っております。

ここまで来るには段階を踏んで、逐一議会にも報告し、説明し、ルールにのっとって議決を通していただい

ておるわけでございまして、加えて市報等を通じ市民に説明し、共感を得ながら進めてきたようになっているプロジェクトでございます。私に対してこれまでの対応にいろいろ云々されておりますけれども、議員は議決されたものをどう考えておられるのかと、議決を経て逐一積み重ねてきた経過というものを理解しているのかと、全く理解に苦しむところのものでございます。より高め合うところの政策に向けて勝負することが現在求められているのではなからうかなと、こう思っております。民主主義というものは話し合いの積み重ねの中で確立されるわけでございまして、議決したことを守るのが民主的なルールではないかと思っております。

私は、この事業というものを成就させるのが私の責任であり、地域を活性化させることが私に課せられた課題と、このように思っております。

次に、中国パールの土地を買い戻したことによって実害が有るのか無いのかというようなことでございます。中国パールの分譲土地の取り扱いについては、本市の顧問弁護士にも相談し、買戻し権を行使して再生計画に組み込まれる前に土地を取り戻すことが最善であるとのことから、議会に状況を逐一報告しながら事を進めてきたところであります。

この1万坪の土地にはチェリークア・パーク構想の目的に合った事業参画者をより早く誘致するためにも、この土地を本市の名義に戻すことを優先して取り組みを行ったところでございます。民事再生法が適用されますと、財産の散逸を防ぐために弁済禁止の保全処分が行われ、財産の処分に関しては監督委員の同意なしでは勝手に土地の譲渡ができず、再生計画に組み込まれ、最低でも6カ月以上土地の所有権の移動ができなくなるところであります。再生計画に組み込まれる前に監督委員の同意が得られ、買戻し権を行使して、8月13日付で寒河江市へ所有権移転することができたものでありますので、契約上に規定されている買戻し権を行使したことによって、本市に損失があったとは思っていないところでございます。本市にとりましては最善の適切な契約の行使であったと思っております。

それから、クア・パークの今後の見通し等についてのお尋ねがございました。

クア・パークの進捗状況につきましては、これまでもお答えを申し上げますが、現在、建築中でありますホテルシンフォニーにつきましては、平成14年3月のオープンを目指しているところでございます。一龍につきましては、本年の5月から外構工事に着手しており、順次建築にも取り掛かると聞いておるところでございます。

チェリーランドさがえについては、第一段階として日本そばを核としたところの飲食、物販施設の計画を進めており、設計中であると同っておりますので、緑化フェアまでにはオープンしていただけるものと思っております。

それから、ヤマコーと滝の湯ホテルにつきましては、それぞれ会社内部での調整や、金融機関との調整を行っているとのことでございます。

また、これまで契約を解除されました王将、いちらくの2社分、そして今回市で買い戻しをいたしました中国パールの跡地につきましては、現在いろいろの企業に当たって探している状況にあり、引き合いがありますが、やはりこのような経済状況でございますので、民活エリアの全部のオープンは厳しい状況にあると認識しております。

このクア・パーク構想は市民の悲願であるとともに、今申し上げたような事情の中で、寒河江市の発展を担う重要なプロジェクトでありますので、長期的な視野に立って、何としても成就させなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 教育行政についてお答えいたします。

まず、新しい歴史をつくる会主導で編集された歴史教科書について申し上げます。

今回の採択に当たって、全国的に大きな問題となった状況も踏まえ、学習指導要領に示された目標を達成するのに、最も適切と考えられる教科書を採択すべく慎重に協議いたしました。その結果、扶桑社発行の教科書は、歴史、公民とも採択されなかったことを最初に申し上げておきたいと思います。

さて、この教科書については、西村山地区教科用図書採択協議会でも慎重に協議されましたが、それを受けて本市教育委員会としては採択に関する審議の中で、次のような意見が出されております。

一つは、編集や図表等の工夫はあるものの、中学生にとって難し過ぎる言葉が随所にあり、扱いが難しいのではないかということ。

二つは、内容や記述に若干偏りが感じられ、中学校では人物より事象を中心に扱うのが適切ではないかという観点からは問題があるように思われること。

三つには、古代神話に多くのページを割いており、その分中世の扱いが圧縮され取り扱いが弱いこと。

扶桑社発行の教科書については以上のような審議の中の意見を踏まえ、より適切と考えられる別の発行者の教科書を採択したものであります。

次に、これまで発行された歴史教科書についての見解に関して申し上げます。

これまでも採択すべき教科書の選定に当たっては、慎重に検討してまいりました。その視点として、教材の選定、構成、配列はどうか。分量、難易度はどうか。児童・生徒が興味、関心を持って意欲的に学べるよう配慮され、基礎基本が身につくものかどうか。あるいは地域や学校の実態に合っているかというような、教科書として基本的に備えるべき条件を吟味、検討し、こうした条件を満たし、生徒や指導者にとって最も望ましい教科書が採択されてきたものと認識しております。

三点目について申し上げます。

採択した中学校歴史、公民教科書の発行者は東京書籍であります。その選定過程において、先ほど申し上げたような視点から慎重に検討、協議されたものと理解いただきたいと思います。

さて、教科書選定基準における教育の中立性であります。これは教科書選定に限ったことではなく、我が国の公教育として当然の前提であります。すなわち教育基本法第 8 条は、民主主義社会における国民の育成に当たっての、政治的教養の重要性と学校教育における政治教育の限界を示すものであります。また、第 9 条では、憲法の保障する信教の自由と政教分離の原則に基づいて宗教教育のあり方と、公立学校における限界を明示しております。

したがって、使用される教科書も一般論として、このような精神のもとに採択されるべきものであり、その結果が東京書籍の教科書であったということでもあります。

最後に、教科書選定過程における教師の意向の反映について申し上げます。

教科書採択に当たり、本市教育委員会としては各種目の研究員となった現場教師の研究内容や、各学校からの意見書を尊重し、検討しております。今後とも現場教師の意向を反映してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 大変私の質問に対して御苦労なされたのかなというふうには思いますけれども、質問の趣旨について、やはりきちんと踏まえていただきたいというふうに思っているんですが、最初にそのことを教育委員会並びに市長に申し上げておきたいというふうに思います。

そのことを踏まえて私は 2 問目に入りますけれども、市長は私の第 1 問について、いわゆる私がこれまで市長が進めてきた、あるいは言ってきたことに対して責任のなさといいますか、あるいは御自身の見通しのなさについて、全く触れていないということで申し上げたわけでありましてけれども、今も例えば中国パールの民事再生法に至る経過の説明の中で、これは去る 7 月 3 日全協で説明されたこととほぼ同様な答弁であったわけでありまして、そこでも確か今日と同じように「突然のことで大変驚いている。そして大変残念だ」、このようなコメントしか言われていないんです。それで、チェリークア・パーク事業における中国パールの事業展開については、市民が大変期待を寄せておったわけですし、市長がこれまで私たちに言ってきたことが本当であるならば、市長の責任は極めて大きいものがあるというふうに思っています。事業内容については何度聞いても市長の口からはお聞きできませんでした。

こういうことを踏まえて、私たちは以前、当局を通じて三宅社長に会うべく面談を求めたことがありますけれども、お話を申し上げる段階にないということで見事に拒否をされたことがありました。市長が言ってきたことが本当であるならというふうに前置きをしましたのは、直接社長と接触して話をしているのは市長だけであって、その中身については私たちは知るよしはないわけです。それで、なかなか事業に着手しないことから本当に事業をやっていたらただけのんだろうかと、こうした素朴な疑問のもとに、何回か市長に対して質問を繰り返してきたわけでありまして。そのことに対して市長は、買い求めたのだからやっていただけるものと信じている、このように答弁もまた繰り返されてきたわけでありまして。

ですから、市民や私たち議員は市長を信頼して、中国パールは事業を展開していただけるものというふうに信じておったわけでありまして。ところが、それが見事に裏切られた。結果的には、経過はいろいろありますけれども、そういうことになるというふうに思います。このことは市長によくお聞きいただきたいというふうに思いますけれども、市長と市民の信頼関係がなくなったことを意味しているんです。これはそういうことなんです。

これは中国パールの責任であると同時に、市民との信頼関係を失ったのは市長なんだということの自覚があってほしいというふうに私は思っているんです。(発言する声あり) いろいろやじがありますけれども、やじは議場の花というふうに言いますから、それはそれで大変結構なことではありますが、的を得たやじを飛ばしていただきたい、こういうふうに私は思いますけれども。

そういうことで、私はあなた自身が長としての自覚に欠けているのかなというふうに思えてならない、こういうふうに申し上げたのであります。

そこで、私は繰り返して申し上げますけれども、あなた自身の不明について市民に対して明快に釈明をする必要があるのではないか、こういうことを申し上げているのであります。再度市長の見解を求めたいというふうに思います。

それから、もう一つ、土地を買い戻すことが最善であるというふうなことで、最善の策であった、損失があったとは思っていないというふうにお答えになったわけでありまして、これは言うまでもないことではありますが、先ほど申し上げましたように、この中核施設を担おうとした中国パールが断念したことによって、周りに与える影響というのは非常に大きいということを市長は理解されていないんでしょうか。私はそのことをもって相当の大きな損失になったというふうに思っているんです。ある事業者の方はやはり中核施設はどういうふうになるのか見きわめたい、こういうふうに言われているそうでありまして。私は事業の成否を見る上で、それ

は事業者としては当然のことかなというふうに思っているわけでありまして、そういう意味での損失は私は非常に大きかったと。それは金で換算できるものではないというふうに思っています。その点について改めて市長の御見解を求めたいと思います。

それから、教育委員会にお尋ねをしますが、私はそうしたことの答弁を期待したわけでは決してありませんでした、もう少し具体的に踏み込んでいろいろと議論したいというふうに思っていました。答弁は答弁でそれはそれでいいんですが、いろいろ質問の趣旨についてやりとりしている際も、明確に質問趣旨について申し上げているわけでありまして、そのことをはぐらかさないで御答弁をいただきたいというふうに思っているところであります。

私が第1問で申し上げた趣旨からすると、相当のかけ離れた部分があるというふうに思いますので、そのことをあらかじめ申し上げて、2問に移りたいというふうに思います。

具体的に扶桑社のものについて取り上げて申し上げたわけでありまして、それをつくるに当たって自虐史観なるものも言われたわけでありましてけれども、それについてはどういうふうにお考えになっているのか、改めて御見解を賜りたいというふうに思います。

それから、教育の中立性についても言われました。教育の中立性というのは私は理念としてはよくわかるつもりであります。しかし、行政府は内閣が握るわけでありまして、言いかえれば政治家が動かす以上、これは非常に困難であるというふうに思いますし、先ほど申し上げましたようなことからしましてもなかなか難しいというふうに思うわけでありまして。

それで、繰り返すこととなりますけれども、侵略や慰安婦、こうした歴史的な記述が後退をしている、このことについて政治的圧力で強制された結果であるというふうにメディアは断言をしているわけでありまして、そのことはどのように理解をされているのか、御見解を承りたいというふうに思います。

それから、もう一つ、それでは別の角度からお聞きをしたいというふうに思いますが、近隣諸国条項について、前の議会でたしか教育委員会の見解を示されたというふうに思いますが、それは文部科学省が国際理解と国際協調の見地に立って十分配慮して、検定基準のすべての条項に照らして検討した、こういうふうに言われていることから、そのつくる会の教科書について教育委員会もそれに追随するような形でできているんだと、こういうふうな答弁だったというふうに私は理解をしておりますけれども、しかし、その後中国や韓国、あるいは北朝鮮、アジアの諸国からさまざまな抗議がなされました。ある意味では私は当然だというふうに思っていますけれども、たしか田中外務大臣も何か抗議めいたものをしていたように思っているんですが、そのことについてはどういうふうに教育委員会として理解されているのか、改めて伺いたいというふうに思います。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 中国パールがこういう状態になったということで、市長のやってきたことが市民の云々というようなことを言われましたけれども、かえって市民は大変厳しい中で中国パールも、あるいはそのほかの参画者もやってきておったんだなということの認識というものが深まったのではないかなと、このように思っております。ですから、中国パールの再生申請というものは、これは言うなれば外的要因といえますか、そういう中で発生したから今回の買い戻しという状態になったわけでございますけれども、早く後に続く方を見つけて成就させていただこう、そういう期待がさらに高まっておるのではないかなと、このように思っております。

私も今回の市長選挙におきましてもこの駅前の再生、そしてまた中心市街地の再生というものとクア・パークというものを成就させ、緑化フェアを何とかして活性化に結びつけようということを訴えてきておったわけでございますけれども、そういうことが信頼され、そして期待をかけられて今日の私ここにおるわけでございますけれども、そういうことからいきますと、クア・パークに対しての期待というものは高まって、厳しい中でやっておるということの理解というものがさらに深められたと、このように思っております。

それから、説明がどうのこうのと言っておられましたけれども、先ほども答弁申し上げましたように逐一話を申し上げまして、そして段階を踏んで、そしてここまで進めてきたものでございまして、ひとりよがり、あるいはひとりの判断というものではなくて、持っている情報というものをお示しして、あるいは市民にも率直に話をしましてここまで来ておるわけございまして、説明が不足であったのかと、こういうふうなことは当たらないと、このように思っております。

それから、全体の影響ということでございますけれども、今答弁申し上げましたように全体としてのオープンというのは何が何でもこういう情勢の中では厳しいだろうと。ですけれども、それぞれの参画者が努力しておる、あるいは現在も姿をあらわしておるものが見えておるという中で、これを成就させる、そして次の世代に大きなプロジェクトができ上がっていくということの期待感というものは私は大きいのではないかなと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 史観とか、それから歴史的事実というふうなものをだんだん薄めた形で表現していると、そういうことに対してどう思うかというふうな、最初そういう質問がありましたけれども、そういう史観やそういうことに関しては委員それぞれいろいろなことは持っていると思いますが、そういうことは話し合いにならず、これは検定を通した教科書としてこれを公平に見て、先ほどのような視点に立って選定したというふうなことであります。

それから、近隣諸国条項に関してという質問がありましたけれども、当然国際的な立場、そういうようなものに立って採択を行ったということであります。

以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 これでもなおちょっと答弁が不足しているというふうに私は思うんですが、市長、最初に市長にもう一回御質問させていただきたいというふうに思います。

確かに段階を踏んで、それぞれ説明されてきたということは、それは私も承知をしております。それから市民に対して、いろいろなところで説明された、こういうことも私は承知をしております。しかし、これまで言ってきた言動を、例えば覆すとき、あるいは違っていることを言うときにはあなた自身の立場、責任というものも明確に言わなければならないのではないか、こういうことを私は申し上げているんです。それは市長は十分おわかりになっているというふうに思うんですが、なかなかそうした点については歯切れが悪いといえますか、触れられない。これは議会の答弁の手法なのかも私はわかりませんが、そういうことでは、私はだめなのではないかということをお願いしているつもりなんです。

今回、またちょっと違うようなニュアンスで答弁されています。例えば全体のオープンは厳しい、こういうふうに言われ始めました。前の答弁とは違っているでしょう。(発言する声あり)当然は当然でいいんだけど、そのことに対する釈明がないんです。そのことについてあなた自身の問題としてとらえて、市民に対して釈明をすべきだということを言っているんです。(発言する声多し)あなたという言葉が適切でないというふうな言葉がありました。国語辞典で調べてみてください、あなたという言葉。(発言する声多し)そういうことを私は申し上げたかったんです。

そこで、再度私は繰り返して申し上げますけれども、市民は市長を信頼してきたわけです。やっていただけるんだろうな、あるいは緑化フェアまで間に合うんだろうな、間に合わせてもらえるんだなということはずっと信頼してきたわけです。中国パールに対しても同じです。そういう意味でのことについては繰り返しませんけれども、100%信頼をしてきたわけでありまして、ところが、事の問題はどうであっても結果的にはそれが裏切られた、このことに関して市長が釈明すべきだということを私は進言をしているつもりなんです。こんなことまでしても言われてわからないようであれば、私はもっと厳しく言えば、長としての資質に欠けているのではないかというふうに思えてならないわけでありまして、見解を再度求めたいというふうに思います。(発言する声あり)

それから、教育委員長に再度御答弁願いたいというふうに思いますが、立場は私はよく理解しているつもりであります。しかし、個々の問題について具体的にお聞きをしているわけでありまして、なかなか明快な答弁がない。そういう意味では、先ほどの近隣諸国条項についてもやはりそうした答弁でありました。

そこで、ちょっと私は別の角度からお尋ねしたいというふうに思いますけれども、これは先ほど言ったというふうに思いますが、このつくる会の教科書は一方的な、独善的に書かれているというふうに申し上げましたけれども、日本政府の立場も、私はあるいはそういうふうにあるのではないかというふうに思っているわけでありまして、でなければ国際的な協調性を考えて書いたというのであれば、そうした諸外国からの批判はないのであろう、あるいは抗議はないであろうというふうに思うんです。

今、少し長くなりますけれども、大変いい事例がありますので、紹介しながら私もそういうふうなものだなというふうに思っておりますので申し上げたいというふうに思いますが、今NHKで北条時宗というふうなドラマが放映されておりますけれども、今ちょうど蒙古軍の襲来の場面が放送されておりますけれども、作家の三好徹さんという人が、過去を学ぶことの意味というふうなことでこのようなことを書いております。そのことを別にわかりやすく書いているのでありますけれども、例えば独善的な解釈というふうなことの中で、それを例にして書いているわけでありまして、蒙古来襲について書いているわけでありまして、「中華文明を吸収した元帝国は、その恩恵を後進国の日本にも与えようという善意で使者を送ったが、野蛮な日本はその使者を切った。そこで、元帝国は日本に反省を求めべく大軍を送った。その際、壹岐や対馬で恭順を拒否し

た日本軍をやむを得ず討伐したが、非戦闘員を含めた日本人の死傷者数は多くなかった。700年以上も前の出来事だから、こういう記述を目にしてもおかしいことを書いているなという程度で済むかもしれない。しかし、来襲後そして年月がたっていないで、モンゴル軍に肉親や友人を惨殺された人がこれを読んだとすれば、黙って見過ごすことはできないだろう。その一方的、独善的な記述に対して怒りをぶちまけ、訂正を求めるに違いない。しかるに相手が訂正どころか、居直って我々の歴史観をもってすれば何も間違った記述は1行もない。それなのに文句をつけるのは内政干渉ではないかと言うとすればどうなるであろうか。正常な友好関係を保つのは難しいと感ずるはずである。最近の新しい歴史教科書をつくる会の歴史教科書は右の例えに酷似している。検定意見の修正を受け入れたといっても、基本になっているのは皇国史観なのである。多少の修正がなされたにせよ、八紘一宇の精神が正しかったとする考え方で一貫しているのだ。日本の軍靴に踏みにじられた国の人々が抗議するのは当然である。間違った記述に訂正を求めるのは内政干渉でも何でもなし。そのことに国境はないのである。こういうふうなことで、かつての蒙古軍の来襲をそのように例えて記述して見せたわけではありますが、そういうことだと私は思うんです。近隣諸国条項というのは。

したがって、教育委員会として文部省の検定を通った教科書だから、それが見事にすべてがその条項に当てはまっている、こういうふうな考えを持つのは、私はいかがなものかなというふうに思っているんです。教育委員会は教育委員会として、そうした歴史的な見地を、きちんと踏まえて対処をしていただきたいというふうに思っております。

もう一つ伺いたいというふうに思っていますのは、それでは教科書の採択権というのは逆にお聞きしますが、本来どこにあるというふうにお考えなのか、改めて伺いたいというふうに思います。

先ほどの三好徹さんのあれを私は読みましたが、それに加えてこれについてもあわせてお伺いしたいというふうに思います。

以上で3問にいたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずもって、私には市長という立場でございまして、職名がございまして、ここは議場でございまして、内藤議員からあなたと呼ばれるというのは、筋合いは違うのではないですかと、まずその辺のところから認識を改めていただきたいと。資質を問われるのは内藤議員、あなたではないですか、こう思っております。私は市長としてここで答弁しているのをごさいまして、市長としてこの議場に立っておるのでございますから、その辺のことを十分理解してください。

それから、私はそういう内藤議員の考え方なものですから、このクア・パークの問題にしましても何か他人の施策を云々しているような、一緒になってこれを成功させ、成就させようというところの気持ちというものが片りんも見当たらないのではないかなと、こういうことに受け取られても仕方がないのではないかと、こう思います。単に市長の政策を批判したり中傷するというようなことから、私はこれまでも何回も申し上げましたけれども、何も生まれてこないと思っております。(発言する声あり)

そういうこととございまして、私は前言を翻したとか、あるいは前言と違ったことを申し上げたというようなことは私はない。着実に一つ一つ順序を踏み、ルールに従って、あるいは段階を踏んで市民に、そしてまた議会に報告し、話を申し上げてここまで来たと思っております。

何にしましても大きな全国的に例のないようなプロジェクトをここで作り上げている最中とございまして、厳しい中でもここまでやってきたなど。特に民活エリアの方々は非常に厳しい条件の中に置かれておると、このようには思いますけれども、それぞれが努力をなされてここまで来たというのは、私は本当にその努力を多として私は感謝しておるところとございまして。

これからもまた、いろいろな諸条件の中であろうとも、それを何とかして寒河江市のため、地域の活性化のためにやろうということで推進委員会の連絡会の方々がやっておるわけとございまして、それをどうのこうのとおっしゃるのは、本当に寒河江市のためにやったださろうという方に対して礼を失するのではなかろうかなと、こう思っております。

そんなことで、私はこの事業というものをここまで市民の理解、議会の議決をちょうだいしましてここまで来たわけとございまして、これからさらにこれを成就させ、地域をより一層元気なものにしていこう、こう思っておりますとございまして。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教科書採択に当たって、教科書の内容を教育委員の中でこの点は是であるとか、この点はだめだとか、そういうふうなものを決定した上で採択するというふうなことは絶対ないと思います。教育委員そのものがいろいろな思想、同じような政党からすべてを選んでは悪いとかいろいろなことがありますので、心の中には 1 人ひとりあると思いますが、教科書検定に当たっては先ほど申し上げましたように、やはり各委員の中にいろいろあっても、先ほど申し上げましたように選ぶ視点に、提示されたものの中から選ぶ視点に従って検討するというふうな形しかないのではないかと。どこの教育委員会でもそういうようなことをきちんと決定して、ここは違反だとか、この史観が悪いとか何だかということを決めた上ではしないのではないかとというふうに思っております。

それから、採択権に関してですが、質問の意味がよくわかりませんが、月並みに申せば採択権は市の教育委員会にあります。

以上です。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 14 番、15 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として順次質問いたしますので、市長の率直かつ誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号 14、林業政策について、松くい虫対策の現状と課題についてお伺いいたします。

本市における松くい虫による被害は、昭和 59 年に確認されて以来、年々拡大し続けており、その防除対策として平成 4 年度から補助事業なども活用しながら被害木の伐倒駆除が行われてきました。平成 4 年度から昨年度までの 9 年間で、6,469 万 1,000 円の費用で 3,544 立方メートルの 5,000 本以上の松の木が伐倒駆除されてきました。私の試算によると 1 本当たり 1 万 3,000 円弱の費用がかかったこととなります。しかし、現在の対策は公園などの特別なところを除いては防除対策がとられず、被害木の伐倒駆除で済まされております。したがって、市内の山を見ると平塩、中郷、平野山、谷沢山、そして慈恩寺、白岩と、至るところで松の被害木が加速度的に広がっているのであります。

来年は全国緑化フェアの開催年であり、花と緑・せせらぎをキャッチフレーズに街づくりを進めている本市のイメージダウンとなりかねないことから、万全の対策を講ずるべきだと思っております。

そういう意味では、松くい虫対策費に 13 年度当初予算で 887 万円、それに今議会に 3,350 万円の追加補正が提案され、さらに 7 款には寒河江公園の予防対策費も含め 405 万円の補正予算が提案されており、総額で 4,642 万円となります。これは評価をするものであります。

そこで 3 点についてお伺いいたします。

一つは、今年度補正を組んで対策を講じても、来年にまた被害木は大量にあらわれるものと思われま。そこで、来年度の対策は秋だけでなく、緑化フェア前にも前期の対策が実施できるようにすることと、前期対策がスムーズに行われるよう関係機関と事前調整を十分にすべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、現在の松くい虫に対する対策が公園などの一部を除いて予防対策でなく被害木の伐倒駆除であることから、被害を食い止めるまでには至らず、毎年毎年被害木を市民の税金で伐倒駆除を繰り返すことになっております。したがって、私はこのようなむだを繰り返すのではなく 50 年、100 年、150 年と成長した松を木材資源として有効活用することと、雇用の創出という面もあわせて検討すべきだと思っております。

松は利用価値がないと言われておりますが、関東、関西を主に住宅などの上物として相当の需要があるそうであります。したがって、私は樹齢や集材にかかわる道路状況などもあります。可能なところについては有効活用できるように所有者、製材業、森林組合など関係者のコンセンサスが得られるように指導すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、環境美化基本方針にもありますように神社、仏閣などの風致の保全という立場からも都市公園に限らず、慈恩寺や各地の鎮守の森、いこいの森などについても松の木を守るために、薬剤の樹幹注入法などの予防対策を講ずるべきと思いますが、この点についても市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 15、市長の政治姿勢について、チェリークア・パーク事業の進め方についてお伺いいたします。

本市の重要事業として、多額の資金を投じ進められてきたチェリークア・パーク建設は、来年 3 月の完成を目指してシンフォニーがホテル建設を進めています。しかし、撤退した王将やいちらくの後に参加する企業も決まらず、全体のオープン目標としてきた全国緑化フェアも来年 6 月 15 日から開催と押し迫った今、クア・

パークの中核施設を担っていた中国パールが脱落したことは、この事業全体に対する影響は極めて大きいものと思います。中国パールに替わる企業を探すためにも、今後の事業展開をしていく上からも、この間の進め方の問題点を検証する必要があると思うのであります。

そこで、4点について伺いいたします。

まず一つは、計画策定の段階から参加し、中核施設を担っていた常磐興産にかわって、なぜリゾート開発には素人の中国パールになったのかということであります。ホテルオークラが撤退した後に地元のホテルが参加したのと同様に、常磐興産が撤退した後に、その後中国パールに頼んだというのであれば理解もできますが、平成8年9月の議会で常磐興産について市長は「撤退でないかと言われますけれども、議員懇談会のときにも申し上げましたけれども、私も国語辞典を見ました。撤退というのは陣地などを取り払って撤去することでございまして、それから辞退というのは遠慮して断ることでございまして、そういうことから見まして、今回のことは後任者が出て安堵したという中でその方にお任せしましょうと、こういうことで自分の責任を果たしたと、そういうことでの御辞退だと私は見ておるわけでございます」と答弁されております。

同じく市長は、中国パールが中核施設を担う理由として、「中国パールにつきましては、工場の建設のほかに非常に地元貢献したいと考えておったわけでございまして、温泉を活用したところの健康施設について打診したところ、承諾を得たと、こういうことでございまして、これまでの接触の中では、非常に不退職の決意で取り組むところの意気込みが感じられるわけでございますので、強い期待を寄せておるところでございます。これまで三宅社長も直々に工場進出の際におきまして視察をされたわけでございますし、あるいはまた、その後も視察をいただいておりますけれども、そして寒河江市のいろんなプロジェクトというようなものに関心を持って御覧になってきていただけるわけでございます。そしてまた、特に寒河江市の持っているところの景観と、あるいは温泉、そしてまた高速道路が走ってくると、さらにまた寒河江川の美しい環境にあるんだというようなことを非常に関心を持っておられたわけでございますし、そしてまた今申し上げましたように地域に貢献したい、こういうふうなお気持ちが非常に強いと、こういう中で進出を決定されたということなわけでございます。これまでも接触いたしまして、本当にスパ部門につきましては個々の取り組みというものもこれまではなかったわけでございますけれども、これからは新規に取り組んでいただけるんじゃないかと、こう思っております、いろいろ全国各地を視察なり、あるいは研究なされているところと聞いておるところでございまして、またいろいろとスタッフなども組まれまして、内部におきまして積極的な取り組みに今従事されているということを伺っておりますのでございまして、そういうことから中国パールの今後非常に期待されるものと、このように思っておりますのでございまして」と言われています。

このことから明らかなように、最初からスパリゾートを担当していた常磐興産が参画しているのに、途中から入った中国パールは具体的な計画も示さず、さらに議会での経営状況やスパリゾート開発の総合的な力量に対する不安や指摘に対し、市長はこれまでの接触の中で三宅社長の不退職の決意で取り組む意気込みを感じ、強い期待を寄せているとして、常磐興産には辞退をしていただき進めてきたわけであります。ところが、5年後の今日、そのやってくれるはずの中国パールがクア・パーク事業への参加を断念することになったわけであります。

そこで、伺いいたします。

市長は、なぜ素人の中国パールにクア・パーク参加の要請をなされたのか、その理由と市長が大丈夫やってくれると確信しておった中国パールが断念に至った現在、三宅社長に直接お会いし大丈夫だと判断された唯一の責任者としてどう考えておられるのか伺いいたします。

私は平成9年6月の議会で、開発予定者から土地を購入するという担保をとるべきであり、民活連絡会に入っていることだけでは開発への参加や土地購入に対する担保にはならないので、土地の完売に向けた何らかの担保をとる必要があるのではないかと質したところ、市長は「配置や面積も決定されており、これまでも実現

に向けて進んできているものでございまして、特に書面を提出していただいておりますが、必ずや購入していただけるものと信じておるところです」と答弁されたのであります。

そして、平成 10 年の土地分譲の際は、市長裁量で契約保証金の減免や、20 年払いの延納などで全区画が契約できたものの、現在、10 万 5,119.64 平米のうち 5 万 2,826.61 平米の 50.3%の土地が解約などで戻されているのであります。この現実を見たとき、市長の判断の誤りは明らかであると思うのであります。市長の御見解をお伺いいたします。

第 2 には、平成 10 年 5 月 26 日の土地分譲契約上の問題であります。

その一つは、契約保証金の関係です。規定では契約額の 100 分の 10 以上と定められています。したがって、契約の履行に不安な場合には 10%以上の 15%や 20%とするのが常識と言われております。現にそのとき、私は民活に参加している方から、手付金をまけてくれなどというのはおかしい、本気でやる気があるのか疑わしいというお話を聞いたものでした。ところが、契約の 20 日前に減免規定に市長が特に認めたときを追加改正し、これに基づき中国パールを除く 11 社の保証金を 5%に減額したわけでありまして。しかし、それでもホテル王将、いちらく、高嶋屋に分譲した 3 区画は契約解除となり、保証金の 1,658 万円は寒河江市の帰属となったわけでありまして。

ところが、今回断念した中国パールだけは契約保証金がなく、契約時に納めた 5%は土地代の一部としていることから全額返済され、他の 3 社との格差が歴然であり、公平さに欠く契約であります。

これに対し、当局は中国パールは 20 年の延納なので、20 年間保証金として預かることになるため設定しなかったと言われました。しかし、これは契約保証金は分譲代金に充当することができることからすれば詭弁であります。なぜ中国パールには保証金を設定しなかったのか、このことに対する見解とあわせて、市長の裁量による減免をしなかった場合との差額 7,526 万 3,000 円は、判断の誤りから生じた不当な損失になるのではないかと思われまますが、御見解をお伺いいたします。

三つには、中国パールがクア・パークに参加して以来、この 5 年間、1 回も計画書が示されなかったことです。あったのは土地の売買契約前に発表された計画として露天ぶろ、葉草ぶろ、サウナ、レストランというふうに発表されたというもので、これも市長や担当課長からの口頭での説明であったわけでありまして。

今年の 5 月に中国パールが撤退するよううわさを聞いたために、私どもの会派 3 名で地域振興課に行き確認したところ、4 月中旬に市長と課長で中国パールに行き、三宅社長に会ってきたそうです。そこでの話は、今日の情勢からしてかなり厳しいが、必ずやると言っており、撤退などはあり得ない。しかし、いつやるかは明らかにされなかったが、緑化フェアまでには間に合わない。施設内容については検討中であり、発表できる段階ではないというものでした。そして、6 月議会での質問に対する答弁も、これまでの内容を軸に検討している模様で、社長に直接会ったが必ず実現していただけるものと確信している。早期着工に向け働きかけてまいりたいというものでした。

ところが、7 月 30 日の全員協議会で市長より、中国パールは緑化フェアに間に合うように模型をつくり、基本計画もでき上がり準備していたが、民事再生法の適用が決まったので残念ながら参加できなくなったと、そこで中核施設の模型と基本計画を借りてきたと説明されたのであります。しかし、常識的にも中核施設の建設にこれから着工しても、来年の緑化フェアに間に合わせることは不可能だと思われるわけでありまして、全く市民を愚弄するような対応との指摘は免れないと思うのであります。

このような中国パールの対応を市長はどのように受けとめられておられるのか。また、借りてきた基本計画を公表すべきと思いますが、このことについての市長の見解をお伺いいたします。

四つには、中国パールの土地の買戻しをめぐる問題について伺います。

当局は顧問弁護士と相談した結果、中国パールから買戻しの要請があること、監督委員の同意が得られたことに加え、民事再生法による再生計画の中に入ると一般の債権と同様に扱われることで、土地代が全額認めら

れるのか定かではなく、また決定まで相当の時間を要することや、第 13 条の契約解除した場合、中国パールより必要書類の提出などの協力が得られるのかわからないので、第 12 条の買戻し特約により 5 %の土地代を返して買戻したと言われます。

しかし、私は中国パールの土地については、第 12 条の買戻し特約ではなく 13 条の契約の解除によって対処すべきだと思うのであります。その理由は、一つには分譲契約書に基づいて処理すべきだということであり、そのことからして、第 12 条の買戻し特約の対象は第 11 条の 2 年以内に着工、3 年以内に営業しない場合に限定されています。

二つ目の理由は、中国パールが寒河江市に土地を返す最大の理由は、東京地裁への民事再生手続の申請と手続開始決定によってクア・パーク事業に参加できなくなったことだと思えます。したがって、取得した土地をクア・パーク施設として使用するという第 3 条の目的が果たせなくなったことでもあります。したがって、第 12 条でなく第 13 条の契約の解除によって対処すべきだと思うのであります。

さらに進め方の問題点として、一つは中国パールに対して 13 条の契約の解除を求めなかったのは誤りだと思います。求めたのに書類の提出などで、もし非協力的な態度をとったなら、まさに会社の本性を示したことになるわけです。私はそのようなことは絶対にあり得ないと思います。なぜなら中国パールの断念というのは、寒河江市やこれまで一緒に事業を進めてきた民活連絡会の方々に大変な迷惑をかけているからであります。そしてまた同時に、三宅社長は寒河江市工業団地にパックス株式会社を持っているわけであり、寒河江市と対立するようなことはあり得ないと思うのであります。

そして、二つには、さきの臨時議会で当局は、民事再生計画に入ると一般の債権と同じに扱われる心配が強調されました。しかし、平成 10 年 6 月議会で、中国パールへの分譲契約で土地代の支払いが 20 年に延納することや、契約保証金をゼロに免除したことなどについての疑問に対し、当局は、たとえ倒産しても確実な担保として根抵当権の設定と買戻し特約を登記するので大丈夫だと言われたのであります。しかし、買戻し特約と根抵当権を登記しているにもかかわらず、一般債権と同じように扱われる心配があると言われたのであります。そこで伺います。

根抵当権の設定や買戻し特約をしている場合、民事再生法の中での扱いが一般債権と違いがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

二つには、契約書に基づき第 13 条での契約解除で対処した上で、第 15 条の違約金 5 %を請求すべきだったと思えます。平成 10 年 6 月議会の総務委員会で、契約保証金の帰属は中国パールを除く 11 社は、満金を支払う前に買戻しをしても、また契約の解除をしても 5 %の契約保証金は寒河江市のものになるが、中国パールには契約保証金がないために買戻しが安易になる心配はないのか、また、他社との契約に比べ不公平ではないかと質したのに対し、当時の荒木地域振興課長は分譲代金の 5 %相当額を違約金として支払ってもらうので、不公平ではないと答弁されたと思えます。このことからすれば、第 15 条の違約金の請求をすべきと思えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

今日の午前中の質疑をお聞きをしておりまして、市長の答弁の中で、議会の相互批判を否定するかのような部分があったように私は受けとめたのであります。それでは、議会の否定になるおそれがありますので、ぜひ市長には認識を改めていただきたいと思えます。

あわせて、同僚議員の皆さんの御理解もいただきたいと思えます。

以上をもって私の第 1 問を終わりますが、改めて市長の誠意ある答弁を求めて終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、松くい虫のことでございます。

松くい虫被害の予防対策としましては、薬剤の空中散布や樹幹注入、あるいは地上散布などがありますが、自然環境への影響やコスト面などで難しく、被害木の伐倒駆除により対応しているのが現状であります。

このような中で、本市におきましても県の指導をいただきながら進めておりますが、ほとんどは伐倒駆除による方法で対応している状況でございます。しかし、昨年と今年の夏の高温や雨が少ないことの影響があるのかどうかもございますが、被害がより拡大しておりまして、このため今年は春に 360 立方メートルの伐倒駆除を実施いたしましたが、今議会に 3,350 万円の補正予算を計上し、約 3,600 立方メートルについて新たに伐倒駆除や薬剤処理する計画としていただいております。これにより現在見られる被害木については、ほぼ伐倒できる見込みでございます。

そういう中で来年度の対策というような御質問でございますけれども、県の状況なども見ながら、あるいは一応伐倒駆除というのがほとんどが終わった段階での 13 年度でございますので、これらの今後の状況等を比べながら対応してまいりたいと思っております。

さて、松材の被害にあう前の利用についての質問もありました。

以前は県内におきましても住宅の梁や床板材、それに矢板や杭として利用されておりましたが、現在ではほとんど利用、需要もない状況でございます。これは県内の松は曲がりがあり、使いにくいものが多いこと、また一斉林、いわゆるまとまって植えられている林がなく、植栽がばらついていること、そうしたことでコストが高くつくなどが利用されていない主な理由となっているようでございます。

ただよその県におきましては今も住宅の梁に利用したり、松材で燻炭を製造したりしているところもございまして、山形県とは異なった需要があるようでございます。とりわけ山林の樹木を用材として利用するには一定の需要があり、搬出が容易であることなどが必須条件になると思っておりますが、肝心なことは採算ベースに乗るかどうかがあり、このことについても検討しなければならないと思っております。

さらに、現在のように需要が少ない状況におきましては、どのような活用法があるかなど、模索していく必要があるかと思っております。

また、山林の樹木の処分を決定するのは基本的には所有者となるわけでございまして、被害に遭う前の伐採となれば、いささか惜しい気もするわけで、この辺の勇断も出てこようかなと、このように思っております。

このようなことから所有者の意見、活用の方法、コスト面などを踏まえつつ何かうまく活用する方法があるのかどうか、関係機関・団体や製材業者などの意見も聞いてまいりたいと思っております。

それから、風致地区、あるいはそれに準ずるようなところの松についての樹幹注入法の採用というようなことでもございましたけれども、本市におきましてもいわゆる貴重な歴史的な古木などもあるわけでございますので、それらが松くい虫の犠牲になるというようなことは非常に惜しいと、こう思っておりますが、いずれにしましても、そういう松に対処するにはやはり所有者との了解と、あるいはまたどのような方法がより適切かというようなことも考え合わせなくてはなりませんので、検討させていただきたいと思っております。

次に、中国パールに関したところの何点かのお尋ねがございました。

これらにつきましては、これまで何回となくその都度十分に御議論をちょうだいして、そしてまた、議会の議決を経てここまでも進めさせていただいたというようなことは、午前中の質問にも答弁したとおりでございますが、あえて質問がありますし、検証する意味というような御質問でございますので、答弁申し上げたいと思っております。

まずは、常磐興産、あるいはジャパンエナジーということと中国パールとの関係なのだろうと思っております。こ

これは5年前にもなるわけですが、平成8年9月及び平成9年6月の議会におきましても御説明を申し上げているところでございます。常磐興産とジャパンエナジーには、平成4年9月からクア・パーク推進プロジェクトに参画していただき、基本計画策定に向けて検討を重ねていただいたところでございます。

その後、スパ・リゾート部門と宿泊部門の二つの専門委員会を設け、いろいろな角度から実施に向けて検討されてまいりましたが、平成8年2月に開催されました民活エリア開発推進連絡会におきまして、スパ部門については周辺市町村の動向や全国の状況から見まして、民間での建設は難しいとの検討結果が出され、公設さらには新たな民間も加えて市で対応していただきたいということになりました。これを受けまして市では公設等も視野に入れ、国・県へも働きかけ検討いたしました。公設型でのスパ・リゾートではなく民活によりお願いしたいと考えたところでございます。

そこで、民間に働きかけをしましたところ、当時工業団地に進出を決定されておりました中国パール販売から、寒河江市のために役立ちたいという申し出がございまして、スパ施設について事業展開してよい旨の返事をいただいたものでございました。

それこれから平成8年7月26日に開催いたしました民活エリア開発連絡会において、中国パール販売の参画への同意を報告いたしましたところ、全員から賛同を得ることができ、中国パール販売がスパ施設を担当することになったところであります。次いで常磐興産とジャパンエナジーから辞退の申し出が出され、これを受けて民活エリア開発推進連絡会規約の一部変更について協議された結果、全会一致をもって決定されたところでございます。

それから、契約保証金の話でございますが、このことにつきましても平成10年6月の議会にも詳しく説明をいたしておるところでございます。寒河江市の契約に関する規則第5条の第1項では、契約保証金というものは契約金額の10%以上と規定されております。しかし、平成10年5月1日に開催しました民活エリア開発推進連絡会におきまして、現状の金融状況を取り巻く経済情勢からして、契約保証金を5%にしてほしいという旨の全員一致しての要望が出されたわけでございます。金融状況を取り巻く経済状況というものを十分斟酌しながら5%ということもやむを得ないと判断し、契約保証金については寒河江市の契約に関する規則第5条第3項の減免規定により5%に減免をしたところでございます。

したがって、厳しい状況の中で契約にこぎつけたということは、契約保証金を5%にしたことは誤りがなかったものでございます。契約とは双方合意に基づかなければ成立しないわけでありまして、5%に減免することによって契約が成立したということは、それなりの成果だったと思っておるわけでございます。

なお、この契約というものは、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決事項ともなっておりますので、実際の契約書を議会に資料として提出の上、議会に諮り議決をいただいたものでございます。契約書は議会の議決を得て効力が発効したものでございます。

したがって、譲受人が契約の解除に当たり、有効に成立した契約条項により契約保証金を市に帰属させたことは、契約書どおり履行されたものでございまして、このことにより市に損失を与えたということはありません。

また、判断に誤りがあったのではないかと私を追及するような御質問、御発言でございますが、これらのことにつきましては、経済情勢や金融情勢が非常に厳しい状況の中でも、民活の方々からはやっていたかなくてはならない。そして参画者もそれぞれやるつもりで努力していただいている状況の中での必要なものであります。これらの契約書は議会に資料として提出し、御審議の上で土地の処分についての御可決をいただいたものでございます。今になりましてまた、なお以前の議会の議決を云々するような御発言を重ねられるというふうなことは、これまでの議会の議決をもいかに考えておるのかというふうな、私の方がかえって思っておるところでございます。

それから、中国パールの計画は当初から明示されなかった云々というようなことについてのお尋ねがござい

ました。中国パール販売のクア施設計画内容につきましては、これまで何回となく議会で申し上げてきたところございまして、厳しい中でも実現していただけるようお願いをしてきたところでもございます。必ずや実現していただけるものと確信したところであったわけでございます。

何回も申し上げますが、中国パール販売は寒河江市の発展に何かと貢献したいとの意向で、クア・パーク進出を考えてきたわけございまして、このたびの民事再生手続開始によりまして、新たな事業展開が不可能となったことで、建設予定のクア施設の最終案となる基本設計もでき上がった段階で断念せざるを得なかったのは、断腸の思いでの決断であったと思われまます。

計画が当初から明示されていなかったというような御意見でございますが、企業の経営者というものは自分の事業計画等につきましては、実施計画がまとまり着手するまでは、すべてが確実なものとなるまでは計画の公表などはしないことが一般的ではなかろうかと思えます。ましてや一般人に対して、自分の経営戦略であるところの事業計画について、答えることはあり得ないことではないかと思っているところでございます。

中国パール販売は、寒河江市の発展に何とか貢献したいという意向でクア・パークに進出されましたので、特段の配慮から計画の概要を事前に伺っていたものでございまして、これらの大筋につきましては議会でも逐一申し上げてきたところでございます。また、実施に向けて必ず実行していただけるとの意向が汲み取られてまいりましたので、これまで議会での答弁はさようにさせていただいたと、このことでございます。

7月5日に民事再生手続開始の申し立てに伴い上京いたしまして、社長と面談した折に初めて来年までにクア・パークで温泉を活用したところの施設を営業すべく、このとおり準備を進めておりましたとのことを打ち明けられました。クア・パーク進出を決定し、土地を取得してからは施設をさまざまなケースで想定し、シミュレーションを行い、最終案となる基本設計もでき上がったとのことで、数種類の模型を見せていただいたものでございます。その後、いち早く7月30日の全員協議会の場において、議会に対しましても、お借りした模型をお示ししながら説明をしたところでございます。

中国パール販売の計画につきましては、私の知り得た情報というものは、何回も言うようですけれども、逐一議会に対しまして報告をしまいたところでございます。また、この計画書、あるいは模型というものを公表するかどうかのことでございますが、私は公表は差し控えられるだろうというふうな意向しかもらえないと思っております。

それから、契約解除に違約金を徴収すべきかどうかという話でございます。

これにつきましても、ことしの7月30日の市議会全員協議会と8月10日の臨時会でも説明申し上げましたとおり、分譲土地の取り扱いについて本市の顧問弁護士に相談しましたところ、契約の解除については契約そのものが消滅し、買い戻し権が働かなくなり、土地が再生計画に組み込まれてしまうということでありました。そのことにより土地が市へ必ず戻るという保証がなくなること、さらに再生計画の認可までには約半年の月日がかかり、長期化するおそれがあるとのことございまして。そのため、買い戻し権を行使して再生計画に組み込まれる前に土地を取り戻すことが最善の方法であるとのことございまして、8月10日の臨時会を経て、8月13日付で分譲土地を市に買い戻したものでございます。

民事再生手続開始という大変に難しい状況の中で、買い戻しや根抵当に関する条項を加えられた分譲契約を締結したことにより、民事再生開始の申し立てからわずか1カ月半の短期間に分譲契約に基づく買い戻し権を行使して、スピーディーに無傷で土地を買い戻しできたことに対しましては、多くの市民の方々からも評価を得ていると私は思っております。

質問については以上の答弁でございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 ただいまの 1 問に対する答弁をいただいたわけではありますが、抜けている部分もありますので、2 問の答弁の際にあわせてお答えをいただきたいというふうに思います。

言葉を返すわけではないんですが、議会で議決されたことを私は否定をしたり、認めないとか申し上げているのではないんです。本当は中国パールに売った土地だって、あそこにスパ施設が建てられて来年の春までには営業されるはずだったんです。それがそうでなくなっている、この現実を受けとめながらこの間の進め方に何か問題はなかったのか、もしあるとすればそこを正して今後の進め方に生かしていかなければならないのではないかと、こういう立場でお尋ねをしているんです。したがって、その点をまず私の聞いている立場をまず間違わないように受けとめてほしいというふうに思うんです。

それで、議会で決めたとき、あるいはさまざまな説明の際にも、いろいろな意見が出されておる。そういう部分が今、今日になってやはりそういうことがあったのかというふうなことがあれば直すという、こういう姿勢をお互いに持っていく必要があるのではないかとというふうなことをまず感じました。

それで、2 問に入りますが、先ほどの答弁にもなかったんですが、中国パールとの違約金の問題、これは平成 10 年 6 月議会の総務委員会の中で、買い戻しであっても違約金は、契約保証金がないわけですから、違約金でもらえるから問題ないんだというふうなことを答えているんです。そのことからすれば、今回は買い戻し特約条項に基づいて買い戻ししているわけですから、市長がおっしゃられるようにそれが一番いいであろうということで今回されているんです。だけれども、10 年 6 月の総務委員会での説明からすれば、そういうふうになると中国パールにだけ格差が生じるというふうなことで、そうでなくてその場合には違約金を請求できるんですという説明をされている。そういうことからすれば、当然請求すべきではないですかというふうに先ほど 1 問目で聞いたんですが、このことについての答弁ありませんでしたので、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、そのことについてもはっきりきちんとしようかと思って調べたんですが、議会の総務委員会の会議録の中に、その平成 10 年 6 月議会の分だけ議会での委員会でのやりとりの記録がないんです、抜けている。したがって、その部分、もうこれは議会内部のことですけれども、地域振興課長はそういうふうに 10 年 6 月議会で答弁されていますので、そのことからすれば請求すべきで、改めてこの点についてお聞かせをいただきたい。

それから、ホテルタウンの土地、これもこの前の議会で当局は、事業を進めておった代表取締役が平成 12 年 9 月 27 日に亡くなられた。そして、平成 13 年 5 月 28 日に隣のシンフォニーにこの土地を譲渡したいという承認願が出され、平成 13 年 5 月 30 日に市は譲渡の承認をしたと。したがって、ホテルタウン、有限会社パークホテルに売買された土地なんですが、シンフォニーに譲渡したというふうな説明だったんですが、登記簿謄本とってみてもパークホテルの所有になっている。そのことについても当局は、その土地はホテルシンフォニーで今ホテル建設をしている材料置き場としての賃貸契約が前の所有者との間であるために登記移転がされないのだ、こういう説明であったわけでありまして。

しかし、私が得ている情報では、確かにそれもあるのかと思いますけれども、それだけでなく金融機関との関係で進んでいないのだというふうな話をお聞きをしています。また、その代表取締役であった佐藤洋氏より譲渡承認願が出される前に、寒河江市に対して買い戻しの申し出がされているはずだというふうな話もお聞きをしているわけでありまして。

そこで、3 点についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、有限会社パークホテルの所有の土地の買い戻しの申し出が寒河江市にあったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つは、譲渡承認に当たって、今回 13 年 5 月 30 日に承認しているわけでありませうけれども、譲渡承認に当たってどういう調査をして承認をされたのか、またこの承認というのは、取り消しというふうなことはできるのかどうかもお聞かせをいただきたい。承認した限り絶対これは動かせないものだという事なのかもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、三つ目は、事業を進める上でも、民々の売買だといってクア・パークの施設でもし混乱した場合、事業を進める上に大きな支障になりはしないかという心配もあります。したがって、私はできるのであればいったん市で買い戻しをして、その上でシンフォニーに譲渡するという方法をとるべきでないかというふうに思うんですが、そのことについての考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3 点目ではありますが、6 月の議会で伊藤諭議員の質問に、あるいはきょうの答弁でもあったわけですが、チェリーランドさがえは本年度中に建設に着工し、緑化フェアまでにはオープンしていただけるものだと思いますというふうな答弁がございました。それで、もちろんチェリークア・パーク全体というのは寒河江市も、その民活エリア連絡会にも入りながら、あるいは寒河江市の重点的な事業として取り組んでいるわけですから、どういうものをするのかということは、やはりそれぞれの企業からも市民の代表である議会の中に教えてもらうというのは、私は至極当然のことだというふうに思っているんです。

その中でも第三セクターの株式会社チェリーランドさがえは、寒河江市も出資をしている会社であり、会社の会長が寒河江の市長なわけがあります。それで今年中に着手し、来年の 5 月に間に合うように建てるというふうなことであれば、やはりその概要というものは、会長としてやはり議会に示すのが当然だと思うんです。そうしたときに 12 月の議会ではもう既に間に合わなくなるのではないかと。したがって、この 9 月議会でそういうことを示していただくということは極めて、むちゃでも何でも自然だというふうに思いますが、どういふふうになされるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、土地の譲渡の際、20 年の延納のことをいろいろ議論した際に、確実な担保をとっているから大丈夫だというふうに言われた中で、根抵当権の設定と買い戻し特約を登記しているから大丈夫だというふうに言ったんだけど、実際問題今回弁護士と相談しても民事再生法の中では特別扱いにならないというふうな、一般の債権と同じ扱いになるから組み込まれると半年以降まで時間がかかるとか、あるいは満額金額が認められるかわからないというようなことになっているのではないかというふうに思うんです。ただこの点について答弁なかったんで、最初に答弁もしていただいて、明らかに特別扱いになるんだと、もう根抵当権の設定がされているし、買い戻し特約も登記されている、したがって一般の債権とは違うんだというふうなことであれば、あの売買契約の際に議論して、大丈夫だと言ったのはそのとおりわかるんですが、今回そうでないというふうになった場合、一般のものと同じ扱いだとなった場合に、本当に確実な担保というふうにはなっていないという証拠になるわけがあります。したがって、この点についての見解を改めてお聞かせをいただきたいと思いま

以上で 2 問にします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、違約金でございますけれども、あくまでもこれは契約が有効な中での買い戻し権というものを履行したわけございまして、そういうことございましてと違約金の問題は出てこない。契約解除ということになりますと、契約自体というものが遡及的に消滅するわけございまして。そういうことでの違約金の問題というようなことは出てこようかと思いますが、今回はあくまでも契約条項に基づくところの買い戻しでありますから、違約金の問題は出てこないということございまして。

それから、ホテルタウンとの民民の売買につきましては、これは担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、チェリーランドさがえというのは現在、第 1 段階として日本そばというものを核としたところの飲食、物販施設の計画を進めておりまして、これは現在設計中であると伺っております。

次に、弁護士云々の話がございましたが、民事再生法が適用されますと、財産の処分に関しましては監督委員の同意が必要になってくるわけございまして、同意がないと企業側が勝手に土地の譲渡ができないことになっています。買い戻しのことにつきましては、中国パールの方の再生の債務者代理人弁護士を通しまして、裁判所が選任した監督委員とも相談させていただいたわけございまして、そういうことでこの土地を寒河江市の名義に戻すことが、最優先して考えられたということございまして、何回も申し上げますように土地を無傷で市に返還することが最善の方法という考えを私の方も、あるいは弁護士の考えもそのようだったわけございまして、そして議会にお諮りしまして議決を得て進めたと、こういうことございまして。

以上でございます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 タウンの件につきましてお答えいたします。

タウンの土地につきまして買い戻しの申し出があったのかということにつきましては、買い戻しの申し出は受けておりません。

それから、2番目のタウンの土地につきまして譲渡承認をしたものであります。それで、許可を与えておりますので、それを取り消すということは考えておりません。

それから、3番目の一旦市の方で買い戻ししてシンフォニーに売るべきではないかということにつきましては、分譲契約書の中の第 10 条の中で権利譲渡等の禁止ということがありまして、営業開始前に分譲土地の権利譲渡等の行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面により承認を得なければならないというところから、タウンの方から書面で譲渡承認の申請がなされましたので、それに許可をしたものであります。

あと、それから先ほどの中で一つ回答が漏れておりました件ですけれども、買い戻し権と根抵当権が設定されているものがどの債権に該当するのかという質問があったわけですが、民事再生法の手続が開始された場合につきまして債権は五つに分かれます。一つは再生債権、二つ目は共益債権、三番目には一般優先債権、四つ目には開始後債権、五番目には別除権付債権という形で五つに分かれるわけですが、これは再生計画が組まれまして、組まれた段階において裁判所がそれぞれ判断するものであります。私は別除権付債権に該当するのではないかと思います。

それから、仮に契約解除によりまして違約金を取るべきではなかったかということにつきましてでありますけれども、契約解除により寒河江市が仮に違約金を受け取るということになった場合については、これは開始後債権に該当しますので、再生計画に組み込まれますので再生債権となります。

以上で、あと漏れがないと思いますけれども、よろしく申し上げます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 さらに理解を深めるために 3 問に入らせていただきたいというふうに思いますが、違約金の問題、これは 12 条でやったから買い戻し特約だから違約金の請求はできない、これはこの前の臨時議会でも、あるいは全員協議会の中でもそういう説明をいただきました。しかし、この売買契約を承認する際の平成 10 年 6 月議会では、買い戻しであっても違約金の請求はするというふうな当局の説明があったんです。そのことと矛盾するのではないですかということを知っているんです。そのことからすれば請求できるのではないですかということを知っているんです。

あと、タウンの関係ですが、まず買い戻しの申し出がなかったということはわかりました。それから、譲渡の承認願が出されてそれを市でオーケー出したということなんですが、そのオーケーする際にどういった調査をなされたのかということもあわせて聞いておるんですが、その部分がなかったのでお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、民民の売買で何ら問題なく進んでいるというふうに認識されているのか。私は先ほどそういうお話も聞きましたと、ただ賃貸契約が、資材置き場としての賃貸契約もあるのかもかもしれませんが、それよりも大きい要因が金融機関との関係だというふうな話が聞こえてきたわけでありませうけれども、そういうふうなもので民民でなっていけば、あそこは目的がクア・パークのために関連施設をつくるための用地でありながら、そういうことができないという宙に浮いた状態になれば困るのではないですかというふうなことをも心配しながらお尋ねをしておるんですが、そういう心配はないというふうな判断をされているのかも含めて、どういう調査の結果、譲渡承認を出したのか。今の状態は何ら問題ないというふうに考えているのか。私はいろいろなことからすれば、いったん戻した方がいいのではないかとということも含めて申し上げたんですが、改めて今のことをお聞きをして 3 問にしたいと思います。

やはり議会と当局の関係というのは、もちろん議会で決まったんだから執行部だけの責任でないということも承知をしています。しかし、判例や何かでももちろん議会が同意をした、同意をしなければ契約も成立しない、あるいは予算執行もできないというのわかります。しかし、判例の中では当局にはそれを提案する提案権があるんだ、まず提案する際にそういうものを十分調査した上でしなければならぬんだという判例も出ているということも申し上げながら、そちらの方にそういうことがある、あるいはその中でさまざま出された、そのものは議会の承認は得たにしても少数意見として出されているものが本当に建設的な内容であり、市にとって重要な部分であるとするならば、市長はその意見をも十分に配意して行政執行に当たっていただきたいということを、このことは要望して 3 問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 違約金のことですけれども、この分譲契約書を見れば一見してわかることではないかと思っております。第 15 条にこの契約が解除されたときは違約金を支払うと、こういうことがあるわけですのでございまして、あくまでも契約解除の際は違約金ということですのでございまして、それを違約金は請求するんだというような答弁をしたというようなことは、私は担当の方でも説明は、あるいは答弁はしなかったのではなかったかと、このように思っております。

それから、2 問のことにつきましては担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 タウンの土地につきましては、民民の譲渡承認を出すに当たりどういことを調査をしたのかということでありませけれども、両者、タウンとシンフォニーの方から聞き取りをしまして、これが最善であるということて民民の譲渡承認の許可を与えたものであります。

また、その土地につきましては、昨年の秋から来年 3 月の完成まで、丸吉高木が工事用の飯場として借りてあるわけでありませるので、このような対応をしているものと思っております。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 16 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 同じような質問で 3 人目になりまして、大変私も苦しいところでありまして、重複する問題もややあるかもしれませんが、心安らかに聞いていただきたいというふうに思います。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を抱いている多くの市民の声を踏まえて、市長に以下、質問をいたします。

御承知のようにこの問題については、今議会でも同僚議員がさまざまな角度から取り上げています。私自身についても最近では平成 10 年 9 月、12 年 3 月の議会で問題提起を含めて質問を行っています。今回の私の通告とほぼ同じ内容で、今年の 6 月にも伊藤諭議員が質問をしています。そのときの会議録を読み直してみただけですけれども、市長答弁は明瞭ではなかった。歯切れの悪いものでありました。そこで改めて以下、質問をすることにいたしました。

ところが、きょうの質問で三つ質問を予定していたんですけれども、最初の一番目の質問については出尽くしたような感じがします。それでも一応準備してありますので読み上げます。それで何かあれば答弁をいただきたい。

まず、第 1 点は、クア・パークの現状を佐藤市長はどう見ているのかという問題であります。

御存じのようにクア・パークの民活エリアは去る 8 月 13 日、中国パールから開発用地を買い戻したことによって、先ほど指摘ありましたように民活部分の総面積の 50.25%を進出企業が撤退をすると。そしてその土地は寒河江市と開発公社で抱え込むという異常な事態になっているわけであります。

民活の事業者も当初の 12 社のうち 4 割強の 5 社が開発資金の調達ができないという理由で撤退をして、現在は 7 社へと減少しているわけであります。

さらに民活部門の足並みをそろえた開業という問題、先ほど出ましたが、明らかに佐藤市長はこれまでの議会答弁で、最初は平成 12 年だということを言っていました。その後、それは平成 14 年に変更されました。しかしながら、それも現状では全業者足並みをそろえてというわけにはいかない状況になっているのではないかとこのように思います。これも先ほど市長は答弁をしております。

市長が議会で繰り返し民活部門の事業者に早期着工を働きかけているという発言をしてきました。それでも一部の業者を除けば事実上、笛吹けども踊らずというのが実態のようであります。

さらに、中国パールの撤退という衝撃的な、私自身も非常に衝撃的な事件であったわけですが、今日の今回の事態によって、一等最初に決めていたこのクア・パークの事業目標、寒河江市が構想した民活エリアの開発構想に照らしてみた場合、完全な失敗ではないかというふうに私は考えます。この問題についての佐藤市長の認識と判断を伺いたいと思います。

第 2 は、クア・パークの今後について伺います。

私は中国パールや王将などが撤退した後の敷地に、新しい事業者が参入する可能性について、いろいろ私なりに考えてみましたが、ほとんど可能性はないのではないかとこのように考えています。なぜならこれまで幾多の企業がこの事業に参加を表明しては消えていった、こういう事実があります。さらに今日のリゾート事業や観光事業、あるいはレジャー産業に対する国民の需要の落ち込みや変化、さらに金融機関の厳しい対応を踏まえれば、当然の見方ではないのかなというふうに私は思っています。

三流のどうにもならないような、いわばここに参加をすることによって名前を売ろうなどという不埒な業者がいれば別ですけれども、普通のまともな業者であれば二の足を踏むというのが今の現実の状態ではないか。

ましてや前代未聞の景気の底なしの落ち込みが続いているこの時期に、中国パール撤退後の中核施設を担う、それだけのふさわしい能力のある、しかも巨額の資金を調達できる企業などは出てくるわけがないというのが厳しい現実なのではないでしょうか。

市長はこのクア・パークの事業について、温泉と山形自動車道及びサービスエリアを利活用したチェリークア・パークの実現は市民の悲願だ、国、県、道路公団、民間の四者とともに協議を進めてやっているの、何としても成功させたいという心境をたびたび表明してきました。それは同感であります。しかし、この構想のうち、いわゆる公共の担当する最上川ふるさと総合公園の整備は、今の景気に無関係に公金をつぎ込むのですから計画どおりに進むと思われず。しかし、問題の民間事業者が担当するエンターテイメント空間、いわゆる娯楽の空間だそうでありませぬけれども、これを創生するという事業については、これまでの経過を見れば幾ら行政が旗を振っても予定どおりにはいかない、困難だと判断すべきときに来たと私は考えます。

市長は去年6月や今年の6月議会でも判で押したように、民活エリアの開発推進連絡会において各事業者全員統一した意思のもとに、遅くとも平成14年の全国緑化フェアまでには一斉に立ち上げると確認されているんだと答弁しています。しかし、何度も出てきましたように全業者一致してというのは中国パールの経営破綻で既に崩壊しています。来春の一斉オープンというのもいまだ槌音が聞こえない。民活区域が多くあることを見れば、非常な困難に民活業者が立っているということは明らかであります。市長のこれまでの発言が間違っていないとすれば、民活業者が民活の連絡会議で本音を出して話し合っただけでこなかったのではないかとこのふうには私は思っています。

市長は民間業者を取り巻く厳しい実情にもっと思いをいたすべきであります。来年一斉オープンなどということにこだわらずに、もう少し全体の見直しをかけていく必要があるのではないかとこのように思います。

さらに、現在、市や開発公社が所有することになった用地の費用にかかわる問題もあります。私はこうした現実を踏まえた上で、民活業者も含めた率直な協議を行って、事業の見直しや計画の変更など、現実的な対応が必要ではないかと考えるものであります。また、予定どおり推進していくというのであれば、その具体的な見通しを市民と議会に示すべきではないのでしょうか。

3番目に、開発公社が抱え込んでいる契約解除後の用地の取り扱いについて伺いたいと思います。

クア・パークの民活エリアは最初に指摘したように面積で50.25%、約5万2,800平米が契約解除や買い戻しによって開発公社や寒河江市の所有になっています。そのうち開発公社が所有しているのはホテル王将と安田企業、いわゆるいちらくが撤退して残された土地、1万3,159平米と6,609平米の2筆、合計1万9,768平米であります。昨年6月の議会でもこの問題は取り上げられています。このクア・パーク事業は市が計画し、土地の取得と造成については開発公社が市の委託を受けて実施したものであります。これがすんなり完売できていけば問題はなかったのでありますけれども、今回のように途中解約のような売れ残りが発生した、そうした場合の取り扱いについて必ずしも明確なものはなかったのではないかとこのように思います。

市長は開発公社の土地であるから公社が管理をするのだという答弁をしています。これは市の事業としての委託をしておきながら、売れ残ったら公社に押しつけるという、行政側にとっては一方的に都合のいい考え方です。開発公社に遊休土地を抱え込む、その能力があるかないかに関係なく、こうした場合の取り扱いを明確にするべきであります。

私は最近、市が財政が厳しくなったことを理由に開発公社を安易に利用する傾向が強まってきていることに危惧の念を感じています。プロパー事業と委託事業についての明確な基準や規範がないまま、本来市の所有とすべきものを予算の都合がつかないからとか、予算の都合がつくまでとか、開発公社に保有させるということの常態化が生まれることを大変懸念しています。これは議会のチェックの届かない本予算以外の財源を使って行政を執行するということになるからであります。これは行政の退廃を引き起こすことにほかなりませぬ。このことについて、どういう場合に開発公社に土地を保有させるのか、今回の場合、いつまで公社に保有させる

のか、また、第三者に転売する場合、金利の問題はどうするのか、などについて市長の見解を伺いたいと思います。

以上、通告した問題についての第1問を終わりますが、市長の簡潔で誠意ある答弁を期待するものであります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

答弁する私もあえてこれまでの経過など踏まえて、詳しく答弁したいと思っております。

チェリークア・パーク構想は、東北横断道酒田線寒河江サービスエリアと山形県施工による最上川ふるさと総合公園の開発とあわせ、ハイウェイオアシス、さらには S A ・ P A を活用した地域拠点整備事業として国、道路公団、山形県及び民活事業者が一体となり推進しているところでございます。御案内のように寒河江サービスエリアは平成 11 年 11 月にオープンしております。最上川ふるさと総合公園につきましても、平成 12 年 4 月から供用が開始されているところでございます。

こうした状況の中で民活エリア事業者は、経済情勢の激変と金融機関の非常に厳しい中で、事業を断念なされた参画者もおられますが、飲食、物販部門の参画者では平成 12 年 4 月に J A さがえ西村山が営業を開始され、チェリーランドさがえにつきましても来年開催される緑化フェアまでの営業開始を目指し計画を進めているところでございます。

また、宿泊部門につきましても、ホテルシンフォニーが来年 3 月の営業開始を目指し建設中であり、そのほかの各社におかれましても引き続き建設に向けて金融機関、あるいは会社内部での調整が行われている状況にございます。

したがって、本市が構想したクア・パーク全体については、ほぼ構想どおり推進しているものでございます。確かに民活のオープン時期につきましても、当初は高速道路の寒河江以西供用が 12 年の秋の予定でありましたので、12 年春のオープンを目指してきたところでございますが、10 年には現況の経済社会の厳しい中、金融機関の対応もあり民活エリア開発推進連絡会において、オープン時期を緑化フェアの開催される 14 年春に時期を移したのも事実でございます。

これまで第三セクターによるサービスエリアの設置、運営というのが 11 年 10 月にスタートしておるわけでございます。今申し上げたとおりでございます。それから、県の最上川ふるさと総合公園の誘致と整備というものも県に働きかけてきたわけでございますけれども、この公園は全国緑化フェアに向けて現在大わらわになって整備中でございます。それから、国土交通省直轄の水辺プラザが整備されるなど、そしてまた、全国都市緑化フェアの誘致と、全国的に見られないような事業やイベントを導入しておるわけでございまして、まさに国、道路公団、県、市、民活一体化しまして積み上げたきたところの一大プロジェクトとのかかわりも民活エリアは持っておるわけでございまして、現在、ようやく全体ゾーンが整っておりますが、これをさらに有効に生かしていくにはいろいろ課題も抱えております。

そういう中にありまして民活エリアにつきましても、14 年オープンというものを目指し、厳しい状況下にあってもここまで進んできたということは、私はすばらしいことであると思っております。全部が全部着手できないでいることも、これもやむを得ないことと思っております。現在空白になっている土地にあっては引き合いもありますし、多少時間がかかっても当初の構想どおり実現でき、クア・パークの整備によって、本市はもとより本県地域の活性化、振興に大きく寄与されることを望んでおるところでございます。

それから、事業の見直しというような現実的な対応云々という御意見でございます。

クア・パークの事業参画者におかれましてはそれぞれこの構想に賛同され、今後のクア・パークの動向を考慮されて、採算性、さまざまな角度から検討された上で参画されたものでございます。何遍も言うようすけれども、この急激な経済情勢の悪化と金融機関の大変厳しい引き締めによりまして、事業から撤退された方やいまだ着手できない状況にある方もおられますが、それぞれが自らの計画に基づいて検討されているものでございます。

宿泊部門の2区画につきましては、これまで同様ホテル、旅館関係の新たな事業参画者を誘致することになります。中国パールの跡地には全国的なスパ施設の動向やスパ施設に対する金融機関の考えを考慮すれば、スパ施設の誘致は困難な状況と思います。したがって、これまでのスパ施設のみとの考えにこだわらず、他の民活事業者の事業とクア・パーク全体構想との関連で、他の事業者も含めて検討しまして、相乗効果の上がるようなものということに誘致を行ってまいりたいと思っております。

現在、すべてが事業着手に入っていないから、また分譲できない土地があるからといって、将来がないということでは私はないと思っております。今も申し上げましたように、ほかにはないようなところの条件を備えているエリアでございまして、最上川、高速自動車道、そしてあの景観というようなことを考えて、さらにまた名前も最上川のクア・パークというようなことで売れてきておるわけでございますし、期待感も膨れ上がってきておると。そしてまた、来年は全国都市緑化フェアも開催されるという中でございますので、今言ったような事業者の誘致というものを図ってまいりたいと思っておるわけでございます。現在の全体計画というものを成就すべく努力することが最善の選択肢であろうと、このように思っておるところでございます。

それから、委託事業とプロパー事業とのことについての御質問がありました。

土地開発公社は、地方公共団体にかわって土地の先行取得を行うことなどを目的として設立されている法人でございます。市は必要な公共用地の取得に当たりまして、開発公社に委託する場合は業務委託申請書によって申請をしております。これに対して開発公社から書面により受託の通知を受けておるわけでございます。また、プロパー事業というのは、御案内のように土地開発公社が自らの負担と責任において計画し、実施する住宅団地や工業団地等があるわけでございます。したがって、プロパー事業と市からの委託事業につきましては、法的にも現実的にも明確になっているということをごましく申し上げたいと思っております。

それから、現在、解除になった2区画についてでございます。これは大変厳しい経済情勢の中ではございますが、最上川沿いに旅館、ホテルといった宿泊機能を集積し、本市で不足している宿泊施設を民活の力で整備を推進しているものでございまして、県内外に誘致を働きかけてきたところでございます。

この2区画の場所は、御覧になってわかるように目の前に最上川が流れておりまして、遠くには雄大な山並みが眺望できますし、大変風光明媚なところであるため、現在まで県内外からの問い合わせや引き合いがあるところでございます。しかし、現在の厳しい経済情勢、あるいは金融情勢下であります。新たな引き合い者におかれては、事業計画や設計というものを早く固められまして、早い時期に決定できるように要請しているところでございます。できるだけ早く事業参画者を誘致しまして、土地開発公社から買い取りしたいと思っております。

それから、金利の問題というものが当然出てくるわけでございますけれども、これまでも申し上げてきたとおり、公社の自己資金を充てていただいておりますので、新たに分譲する場合もこの2区画につきましては、前回と同額で分譲したいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 基本的には既定方針どおりいきたいという答弁でした。しかし、中核施設についてはスパ施設のようなものは困難だと、それにかわるものを何か構築したいというふうな答弁でありました。市長もかなり頑固です。私もかなり頑固なんですけれども、やはり少しずつスタンスを移すようなやり方でなくてやはり率直に現状を披瀝して、みんなと相談しながらやっていくというふうなことが、議会に対する姿勢としても大事なのではないかとこのように思います。午前中からかかってやっとこの答弁が一つ出てきたわけなんですけれども、そういう点ではもう少し相互の信頼関係で、率直な状況の報告と協議ということがなければならないのではないかとこのように、これは市民に対しても、市民も同じような目で見ているわけですので、どうなるんだろうと。中国パールの後はどうなるんだろうと、あるいは王将、いちらくの後はどうなるんだろうというふうに、何ぼ否定してもそれはみんな関心を持って、そして心配をして見ているわけでありました。幾ら市長を信頼しても、それに対する明確な方向が出てこない限りはやはりその心配は解けないわけでありました。情報が入ってこないわけですから。そういう点での基本的なスタンスの問題で、ぜひもう少し改めてほしいなというふうに思います。

これまでいろいろ議論が出てきたんですけれども、私が非常に印象的だったのは平成 10 年 6 月議会での市長の発言なんですけれども、契約のいきさつについて触れた私の質問に対して、契約の時点で中国パールが最後まで態度が決まらなかったわけです。前の日に夜やっと決まったということで、その報告も兼ねた契約のあれだったんですけれども。そのときの心境を市長は、一つでも二つでも民活の参加業者が不参加になるというふうになったら大変なことになるということ、非常に心情を吐露して答弁してくれたことがあるんですけれども、その心境が今も続いているとすれば、12 社のうちの 4 社、土地でいうと半分、これが撤退をしたわけでありました。こうなると大変なことどころの騒ぎでない大事件なわけです。だからあの当時の認識からすればかなり心臓が太くなったのか、驚かなくなったのか、ですけれども、これはやはり今大問題だというふうな認識が必要だと思います。

それから、王将といちらくの土地の引き合いについて、私も担当課長からお話を聞いていたんですけれども、これまでも今年の今ごろも同じようなことを言っていたんです。そういうことでもう少し状況の変化があるかどうか、もう少し詳しくお話ししたい。話せないこともあるとは思いますが、そこら辺はもう少し丁寧に議会に説明があってもいいのではないかとこのように思いますので、御披露いただきたい。

それから、スパ施設は困難でそれにかわるものというふうな、重大な説明があったわけなんですけれども、これについてもどういういきさつで進んでいくのか、どういう手法で進んでいくのか、それについての説明もいただきたい。

一般に、進んだもの、振り上げたこぶしをおさめがたい、つまり引っ込みがつかないという事態がよくありますけれども、やはり状況と判断によっては中断をしたり、あるいは考えるために少し休んだりということがあってもいいんですけれども、とにかくまっしぐらに進むというような方法ではなくて、もう少し冷静になって今の事態を考えて、見直しなども含めていくべきではないかとこのように私は思いますので、改めてそのことについて御答弁をいただきたい。

それから、業者の選定の仕方ですけれども、先ほど資金計画、あるいは事業計画がはっきりしないとだめだというふうに変ってきたようでもありますけれども、それだけでなくその会社の業績、実績などもあわせてしっかりとチェックをしていただきたいというふうに思います。中国パールの場合は 2 年連続赤字決算、パックスドールも 1 年間前年度から赤字というふうな事態になっていたわけで、そういうふうなところのチェックが十分でなかったために、こちらの不意打ちをくらったようなことになったわけなんですけれども、そういう点でもきちんとしたチェックをやっていただきたい。

それから、一つ聞いておきますけれども、例えば土地の使用目的の変更、用途の目的変更をするというふうなことも当然考えられますけれども、その場合、リゾート法の網をかぶっていたりもしているわけですが、あるいは県の許可を受けたりしているわけですが、どういう規制があって、どういう障害があるのかをお聞かせをいただきたい。

それから、開発公社の問題ですが、これは事実上隠れ借金であります。寒河江市にとっては隠れ借金です。よく問題になった土地の塩漬けというように、必ずしもまだ3年目です所以说えませんが、少なくとも開発公社にとってはこの2筆で3億2,000万円のお金が事実上凍結されているわけです。本来ならばプロパー事業に投入できる資金であります。これが市の都合で、いわば塩漬けされているというような事態になっているわけがあります。

金利についても自己資金で対応しているので、金利は発生しないというふうなこともあるとは思いますが、実はこの自己資金というのも開発公社の、いわばプロパー資金であります。これが市とのそういうかわりで、実は金利も取れないというような状態になってしまっているわけです。それは今、開発公社が大変な黒字だからそれができるわけですが、黒字のときはそうして、開発公社が赤字のときはそうはできないというような物差しでは市民は納得しません。私も納得しません。

ですから、きちんとした基準をこの場合つくるべきではないかというふうに思います。その金があればプロパーに回せる、本来の開発公社の金でありますので、寒河江市がそういう振り回すような、開発公社の事業に影響を与えかねないような、時期が時期ならば、やり方ですので、これは十分注意をしてやるべきだと思います。そういう点でなぜこんなふうになってしまっているのか、しかもここだけではないです、開発公社が市のために委託事業として土地を買収して預かっているところは。そういう意味でも、きちんとした基準を明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 スパのみでなくてプラスアルファしたようなものを加味して、そしてやるというようなことについては前の議会、あるいは全員協議会だったですか、これは私自身申し上げておまして、今初めてではございません。そういうことでございます。

それからやはり、絶対一回決めればそれは動かないと、こういうことは私はあり得ないと思っております、これは世の中このように厳しく激しく動いている状況の中で、全体構想は動かしがたいにしても、そのような中での変更というものは、これは考えられるのでありまして、そしてまた実際相手のあることでございまして、スパのみをやる、あるいはスパプラスアルファをやる、あるいは全体の構想との中で何が一番あそこに適応した、あるいは何がやりやすいかというようなことは、やはり民活の方々の考え方も御意見もあるわけでございまして、それはある程度の弾力性というもの、あるいは全体としての民活の相乗効果というものを働かせるような中での、これは弾力性といいますが、大きな枠組みの中でその辺のことは私は当然考えられるものと、このように思っておるわけでございます。

それから、中国パールの場合でございますけれども、前にも申し上げましたのでございますが、大変本業でないものに今度従事すると、あるいは手をかけるということになるわけでございますので、大変金融機関等の方からの厳しい対応というのがあったと聞いておるわけでございまして、ですけれども、何とか寒河江のためにやっていこうという最終的な決断をいただいて、そのことによって民活の他の参画者との枠組みもこわれないうで、ここまで来たということが言えるのだらうと思っております、ですから、中国パールのそういう枠組みの一角を担ってきたというのも私は大きな貢献ではなかったのかなと、こう思っております。

現在になってそれが脱落せざるを得なかったというようなことを考えれば、本当に御本人もさることながら私も残念に思っておるわけでございますけれども、これからの問題でございますが、王将、いちらくの 2 区画の問題、そして買い戻した中国パールの 3 区画の問題でございまして、今言ったようにいろいろ引き合いなど、あるいは問い合わせがあるわけでございますので、それらに対しまして十分なこちらの説明、私の方で説明申し上げなくても十分クア・パークの現状というものはおわかりになっている方々かとは思いますが、なお一層話し合いをしながら、そしてまた、どういうもので参画できるものかというようなことも十分お聞きをしながら、そしてまた民活の連絡会等々にもお話も、意見なども聞きながら、こういう跡地に対しましての誘導を図ってまいりたいと、このように思っているわけでございます。

それから、一口に言えば公社に委託しまして公社に負担をかけているのではないかと、あるいはその基準というものははっきりと、こういうような御意見でございます。先ほど第 1 問で申し上げましたように委託事業、プロパー事業、そしてまた自己資金で運用できるというようなものの考え方ははっきりしておるわけでございまして、自己資金でやるにしても、おっしゃるように、ひっくるめてしまえば市の事業であり、公社と一体となったところの考え方でいかなければならないのではないかと、こういうような御指摘だろうと思っておりますけれども、やはり現在は自己資金でやるという場合につきましては、これは開発公社の御判断ではございますけれども、開発公社の規定に基づいてやっておると。それは金利の場合でございますけれども、やっておるわけでございまして、これは十分理事長なり、あるいは理事会の中で御判断をいただけるものと、このように思っておるところでございます。

いずれにしても、相手を早く探す、現在の中でいろいろ引き合いがあるものを、それらに対しまして誘導を図ることが私の現在の務めかなと、このように思っておるわけでございます。

それから、規制する場合云々とありましたけれども、ちょっとこれにつきましては、担当課長の方から答弁いたさせます。

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 クア・パークの地域につきましては、リゾート法の網はかかっているところであり
ますけれども、特別な制限は受けないところであります。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 行政執行にかかわるものが実は先行して開発公社によって用地買収や、あるいは開発事業が行われることによって、あとで市は金だけ払うというふうな関係になりますと、チェックを通らない事業執行、あるいは行政執行というふうなことになります。ですから、そういう意味では追認をするだけということになりまして、非常に変則的な関係になるわけです。それで、きちんとした何かけじめをつけておかないと、それが今日みたいに市が金がないので先にやっておいてくれということで公社にお願いをして、後で買うからというふうなことでどんどんと無制限にやられていった場合、これは議会の空洞化につながるわけで、それは非常にまずいというふうに思います。その芽が今回少し見えたのではないかとということで私は指摘しているわけであります。

そのほかに開発公社に余力があってやれるときと余力がない場合と、二通りあるんです、実際には。今は寒河江市の開発公社は 14 億円の黒字ですか、これがあるので自己資金でやれるということになってはいますが、そうでない場合はどうするのかと。市が金利を負担するから開発公社で先行してやってくれというふうになるのか、そのときそのときで行政の対応が違えば、開発公社としては非常にやりづらくてしょうがないし、私たちもチェックが働かないというふうなことになりますので、そのところは明確にしていきたいということを申し上げているわけであります。

今回は非常に低金利時代ですので、3 億 2,000 万円といっても公社は信用があるので金利が低くて、利率が低くて平均で 0.45% ぐらいだというふうな話ですので、200 万円そこそこになりますけれども、これだって年月が重なればだんだん重荷になっていくわけで、そういう点では公社依存というスタイルは相当慎重にする必要があると。ですから、その一つの物差しを明確にしていきたいというふうに思うわけであります。

それから、私は頑固でないというふうな話でしたけれども、実際にはこの間の答弁を聞いていますと、相当頑固です。そして、なかなか意見といいますか、私たちがさまざまこの間提言申し上げてきたようなことについても、いったんは否定をしてしまうというふうなスタイルが多かったわけであります。

先ほど来、議論になっております議会と当局の関係、議決権と執行権との関係等についても、私は一言申し上げたいのでありますけれども、その議決権の中身にも全会一致と多数と、あるいは条件つき賛成とか、いろいろな中身があるわけであります。このクア・パークのその都度の議案については、相当の部分で賛成多数が多かったんであります。そういう意味では一定の批判、あるいは反対がありながら多数で通ってきたという経過がありまして、可決された後のものについてはそれは当然執行していくわけでありまして、少なくともそういう注文のついている議案、あるいは事例だということを市長は認識すべきでありまして、今後ともそういうことに対する言論のやりとりは、大いにあり得るということをやはり念頭に置いていきたいというふうに思います。特に批判されることを恐れてはさまざまな事業が公平に進まない、バランスよく進まないというふうに私は思いますので、そこら辺の認識もしっかり持っていただきたいというふうに思います。

それで、午前中と午後の前の二人の質問でほぼクア・パークの前半の部分については出尽くしたような感がありますので、以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社との関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように公社の仕事というのは、プロパーと委託を受けて用地を取得するということがあるわけございまして、そもそも公社というのは先行取得の魅力、妙味と申しますか、それを発揮するのが公社である。そういう意味におきましてはやはり安いときに買うとか、あるいは一括して買うとか、あるいはまた買う時期とか、そういうことをにらんで、そして先行取得すると。今は余り広拡法についての云々というようなことがございませぬけれども、そもそもはそういうことございまして、一括して買収することが一番適当であるとか、あるいは買い時期に来ているから買うとか、あるいは非常に安い時期にあるから買収しておこうと、こういうことだろうと思っております。

ですから、そういうことは市の予算におきましてはでき得ないわけございまして、いわゆる予算の制約、それから取得目的というものを議論しなければできないわけございまして、いわゆる公社の妙味というものを発揮してやはり適切に、そして有効に運用をしていくというのが公社のあり方だろうと、このように思っておるわけございまして、そういう大きな観点に立って公社の運営、あるいは市で委託する場合も委託してまいらうと、このように思っておるわけございまして。

公社というもののあり方、あるいは用地買収のあり方、あるいはそれを分譲するときの問題というようなことを、そういうことを踏まえてやって、やはりケース・バイ・ケースでやるというようなことが望まれるんだろうと、このように思っております、そういうのが一つの大きな判断の基準、物差しになるのではないかなと、こう思っておるわけございまして。

また、最後に御意見がございましたけれども、私は十分声は声として聞いておるわけございまして。ただ非常に批判のための批判、あるいは反対のための反対とか、あるいはいいように聞き取られるのかどうかというように、非常に問題のあるものもなきにしもあらずということでございまして、それらに対しましてはやはり言わざるところは言って、話するところは話さなくてはならないと、こう思っているところでございまして、そういうことでやはり議論を尽くす、あるいは議会と執行部との間というものではないでしょうかと、このように思っています。ただ単に、言わんがための言わんというようなものにつきましては、私はとらないところでございまして。

以上でございます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 金利については開発公社の問題でありますので、開発公社を所管している企画調整課として、今回の金利の取り扱いの考え方を申し上げたいと思います。

開発公社では、事業を行った場合には開発公社の規定に基づいてやっているということで、クア・パークの場合はいったん分譲契約するまでについてはこの場所もすべて、それまでかかった金利も開発公社の経費も、すべてオープンにして分譲単価を決定しております。

それで王将の場所も、それからいちらくの場所も中国パールの場所も、チェリーランドの場所も坪単価がブールにして同じに決定されております。

それで、いったん価格を決定して売買をしました。ということで、売買をした後に解除になったということにかんがみまして、その解除になった後の経費については、開発公社の方ではその規定にのっとり理事長が自己資金でやったということで、自己資金でやったときにはそれに算入しなくてもよいというような規定もありますので、それを活用してあの 2 カ所については自己資金でありますので、今後処分するまでの間については金利は見ないということをおれまでも言ってきたということでございます。

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 3 時 1 0 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。